

第3回

朝鮮人・中国人強制連行、強制労働を考える

全国交流集会

資料集



1992. 7月25～26日 於 広島県呉音戸ロッジ

主催 第3回朝鮮人・中国人強制連行強制労働を考える

全国交流集会広島実行委員会

目次

○ よびかけ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1-2
------------------------	-------

○ 集会プログラム 3 分間スピーチ・・・・・・・・・・	P 3
---------------------------------	-----

○ 全体報告	
・「軍都広島地下壕」・・・・・・・・	P 4

○ 分科会案内	
第 2 分科会	
・「地下壕をどのように教材化できるか」・・・・	P 5-6

第 3 分科会	
・「従軍慰安婦問題と戦後補償」・・・・	P 7
・「戦後補償問題をめぐる動き」・・・・	P 8-9
・「朝鮮人従軍慰安婦問題の現状」・・・・	P 10

第 4 分科会	
・「屯鶴峯地下壕発掘の経緯と今後」・・・・	P 11

第 5 分科会	
・「徴用工供託問題についての現状と問題点」・・・・	P 12
・「軍事郵便貯金 解説」・・・・	P 13-14

第 6 分科会

・「強制連行された中国人被爆者との交流 をすすめる会」・・・・・・・・	P 15-16
--	---------

第 7 分科会

・「在韓被爆者と戦後補償」・・・・	P 17-18
・「アジア・太平洋の戦争犠牲者に対して反省し、 心に刻む碑」建立委員会結成準備会・・・・	P 19

○ 関係資料

・「従軍慰安婦国連が調査へ」 「政府、直接関与認める」・・・・	P 20
・ 戦後補償、個人請求 日本はどう対応・・・・	P 21
・ 手記（強制連行について）・・・・	P 22
・ 地下壕展・・・・・・・・	P 22
・ 朝鮮人殉難者追悼碑の建立に向けて・・・・	P 23

○ 本集会賛同団体の紹介・・・・ P 24-31

・ 賛同団体及び 個人賛同者一覧・・・・	P 32-33
-------------------------	---------

○ 施設会場及び宿舎案内・・・・ P 34-35

よびかけ

第3回「全国交流集会」へむけて、日夜、調査活動に邁進される全国の皆さんへ、ここから開催地のご挨拶を送ります。突然ながら、『広島』をご存じですか・・・？！。

軍都『広島』は、すでに日清戦争から始まり、一貫してアジア・太平洋侵略の兵員・物資輸送を担う重要基地でした。宇品港に本部をおいた陸軍運輸部（「暁」部隊）が、多数の朝鮮人軍属・従軍慰安婦をアジア・南方戦線に送った主要部隊であったことは、名著『朝鮮人強制連行の記録』にみる『広島』の事実です。また、海軍は呉に鎮守府をおいて海軍工廠・第11航空廠を展開し、軍港呉をふくむ広島湾全域が大要塞地帯と化したのです。そして1945年、本土決戦にそなえて第二総軍司令部の設置へとふくれあがった『広島』の街に原爆が落とされました。被爆地“ヒロシマ”の始まりです。

核兵器廃絶は当然の願いです。ただ、あえて言うなら“平和都市ヒロシマ”への転身が、私たちには、「加害」と「戦後責任」を押し隠した日本のありようそのものとして重なるのです。知られざる軍都『広島』。私たちはやっとかくされた軍都にたどり着き、本当の“ヒロシマ”にむけてその仮面をはぐ――。

広島調査は、綿密に軍関係資料を引き出して歩くことでした。たとえば、今も鉄カブトやガスマスクが散乱する呉工廠跡の地下壕。ひっそりと島々に眠る巨大地下タンク群。日本三景宮島を一步裏にまわればつぎつぎ現れる要塞の残骸。そして行く先々でぶつかる地下トンネルの数々など。

私たちは、そのいずれにも朝鮮人労働の事実を確認し、今さらのようにすぐ足元で強制連行・強制労働の歴史があったことを思い知らされるのです。それは確実に侵略戦争が何であったかを語っています。

いま私たちは、埋め戻された地下壕の前で心が重い。出口を塞がれ中によんだ闇の深さを思うのです。私たちの歴史の闇をうちつづけながら、夏、ぜひ『広島』で会いましょう。

多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

APPEARL for Third Conference on Korean and Chinese Forced Labor in Japan

We would like to give an address from “Hiroshima” to friends all over Japan. We are going to hold the Third Conference on Forced Labor in Japan. We would like to invite you to come.

Do you know of old, historical Hiroshima? It started during the days of the Sino-Japanese war, and served as one of the most important military bases for the transportation of soldiers and military supplies. The Akatsuki corps was responsible for sending out many Korean young people including “Juugunianfu” (comfort girls) to the battle fields and islands. The Second General Headquarters was set up in Hiroshima at the end of World War II, and the city became a target for the Atomic bomb.

Hiroshima was brought back to life as a peace center of the world and has continued repeating appeals for the total abolition of nuclear weapons in the world, but we should be ashamed of ourselves if we neglect our responsibilities for war crimes and reparations.

Two years ago we began to search for name lists of Koreans brought to Japan during the War and the materials for military facilities. We found many maps of underground military factories and facilities. We have found many underground tunnels remain around Hiroshima and Kure. These tunnels and underground facilities were dug and built by the forced labor of many suffering Koreans.

Now we are going to hold the Third Conference in Hiroshima and hope you will witness these tunnels for yourselves. We are looking forward to seeing you in Hiroshima this summer and to opening the door of the dark history of Modern Japan.

呼吁参加第三次 思考朝鲜人
中国人被强制押送和强制劳动的
全国交流集会

向将要参加“第三次全国交流集会”的朋友们致礼。你们一定在日夜不停地继续调查活动吧！很冒昧地问一下：你们知道“广岛”吗……？！

军事城市“广岛”从甲午战争开始，就一直作为侵略亚洲、太平洋地区的兵员、物资输送的重要基地。本部设置在宇品港的陆军运输部“晓部队”是把多数的朝鲜人军属、从军慰安妇送到亚洲、南方战线的主要部队。这件事也可以从名著《强制押送朝鲜人的记录》中来知道“广岛”的事实。另外，海军在吴镇守府之下开设海军工厂：第11航空厂。加上准备本土决战而设置在广岛的第二总军司令部，使“广岛”成了名符其实的军事城市，因而终于使原子弹落在了广岛，也是被爆地广岛的开端。

废除核兵器当然是我们的愿望，可是，对我们来说，把广岛从“军事城市”翻身变成“和平城市”，与认识到“加害”、“战后责任”有着同样的意义。这也是“我”自己的挫折。不为人所广知的军事城市“广岛”。现在我们终于能看到隐蔽的军事城市“广岛”，并揭开其假面具而探求真正的“广岛”……。

广岛的调查活动第一步是细致周密地寻找军部有关的资料。比如，现在还散乱着钢盔、防毒面具的吴工厂遗址的地下洞。在安静的海岛里有一大群巨大地下汽油库。连风景美丽的日本三景之一宫岛的“里面”也散在着要塞遗址。

我们调查到各处就有许多地下洞。我们确认到朝鲜人劳动的事实，我们觉得脚下留有强制押送、强制劳动的历史。这确凿地说明了侵略战争的事实。

请了解“广岛”吧！

现在我们站在已被埋没的地下洞门口之前，心情非常沉重。透过埋没了的洞口，我们看到了洞内深沉的黑暗。打开历史的黑暗、打开我们心中的黑暗，夏天，在广岛再见吧！

我们等待着许多朋友们参加全国交流集会！

제3회
조선인, 중국인
강제연행·강제노동을 생각하는
전국교류집회 참가호소문

제3회 전국교류집회를 앞두고 주야로 조사활동에 매진하고 있는 전국의 여러분에게 이 곳 개최지에서 인사를 보냅니다.

돌연이지만 『히로시마』를 아십니까……？！

군도『히로시마』는 청일전쟁으로 부터 시작되었고 시종일관하여 아세아·태평양침략의 병사·물자우송을 담당한 중요한 기지였습니다. 우지나항에 본부를 둔 육군운유부(아카즈키부대)가 다수의 조선인군속·정신대를 아세아·남방전선에 보낸 주요부대였던 것은 명저 「조선인 강제연행의 기록」에서 본 『히로시마』의 사실입니다. 또 구태에 해군기지를 두어 해군공창·제11항공창을 비롯 군항 구태를 포함한 히로시마만 전역은 대요새지대로 변했습니다. 그리고 1945년 본토결전에 즈음하여 제2총군사령부의 설치함 까지로 발전한 『히로시마』 시내에 원다탄이 투하되었습니다. 이 것이 피폭지 “히로시마”의 시작입니다.

핵무기철거는 당연한 소원입니다. 그러나 구태에 말한다면 “평화도시 히로시마”의 전신은 「가해」와 「전쟁책임」을 무시한 일본의 모습하고 중복됩니다. 알려지지 않는 군도『히로시마』. 우리는 겨우 감춰진 군도에 당도하여 진정한 『히로시마』를 향해 가면을 벗깁니다.

히로시마를 조사하는 일은 면밀하게 군부관계자료를 찾고자 하는 노력으로 부터 착수했습니다. 예를 들면 지금도 첼모나 가스 마스크가 산란하는 구태공창의 지하호, 죽은 듯 섬들에 잠자고 있는 커다란 지하탱크군, 일본3경인 미야지마 뒷산에 가면 차례 차례 나타나는 요새의 잔해, 그리고 가는 곳 마다 부닥치는 수 많은 지하터널등등입니다.

우리들은 그 어느 것을 보드라도 조선인노동의 사실로 확인하고 새삼스럽게 실제로 강제노동의 역사가 있었다는 것을 알게 됩니다. 그 것들은 틀림 없이 침략전쟁이 무엇인가를 말하고 있습니다.

지금 우리들은 매워진 지하호 앞에 설 때 마음이 무겁습니다. 출입구를 매워진 지하호 속의 탁한 흑암의 깊음을 생각합니다. 우리들은 역사의 흑암을 깨뜨리면서 여름에 꼭 『히로시마』에서 만납시다.

集会プログラム

第1日目	7月25日(土)	自由参加	
◆	フィールド・ワーク(10:00～ 13:00)		
	JR呉駅前集合——呉海軍工廠跡二段トンネル——集会場		
◆	全体集会(14:00～18:00)音戸ロッジ		
	受付・部屋割り・集会場案内資料配布・参加費徴収		
	集会プログラム		
	①あいさつ・実行委員会	10	
	②3分間スピーチ(参加団体から自由報告)	120	
	休 憩	10	
	③ 記念講演 歴史家 朴 慶植氏	40	
	④ 特別報告 広島から 内海隆男氏	40	
	スライドによる軍都廣島の地下壕		
◆	夕食休憩(18:00～19:30)	90	
◆	分科会I(19:30～22:00)	150	
	① 入門講座 調査の進め方・資料整理		
	② 教育(強制連行の歴史)実践の現場では		
	③ 軍人・軍属・慰安婦の実態と補償問題		
	④ 強制連行調査活動の現状と各地の状況		
	⑤ 戦後責任と戦後補償(国家・企業交渉・裁判闘争)		
	⑥ 中国人強制連行と「花岡事件」など		
	⑦ 在韓・在朝被爆者と戦後補償		
◆	自由交流会 各部屋で 22:00～		
第2日目	7月26日(日)		
	朝食(7:00～8:00)	60	
▲	分科会II(9:00～11:30)	150	
	同会場内		
▲	全体集会 閉会のまとめ及び次期開催地確認	30	
	現地解散		

26日 ●『自由参加のフィールド・ワーク案内』

約2時間コースで音戸長郷(呉海軍工廠の地下工場跡)
昼食後 13時 ロッジ玄関前集合

3分間スピーチ(順不同)120分

7月13日現在

①在日の戦後補償を求める会	川崎市
②強制連行の足跡を若者とたどる旅	北九州市
③ピットムの会	名古屋市
④長生炭鉱の「水非常」を歴史に刻む会	宇部市
⑤長崎連帯支部三菱長崎労働組合	長崎市
⑥韓国の原爆被害者を救援する会	吹田市
⑦強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会	広島市
⑧ミニ文庫ていんさぐぬ花	倉吉市
⑨神戸学生・青年センター	神戸市
⑩朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会	大阪市
⑪日本の戦争責任をハッキリさせる会	東京都
⑫文玉珠さんの軍事郵便の支払いを求める会	下関市
⑬朴 賢緒氏	韓国
⑭金 ミンヨン氏	韓国
休 憩	5分間
15 猪八戒氏	中国
16 関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会	東京都
17 三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者の追悼碑を建立する会	名張市
18 在日韓国民主女性の会	大阪市
19 在日韓国青年連合	大阪市
20 浅川地下壕の歴史を語る会	東京都
21 松代・朝鮮人「慰安婦」の家を残そう実行委員会	千葉市
22 闇からの証言	松代市
23 アジア・太平洋の戦争犠牲者に対して反省し、心に刻む碑 建立委員会・準備会	広島市
24 奈良県での朝鮮人強制連行に関わる資料を発掘する会	奈良市
25 在日韓国人政治犯を救援する家族僑胞の会	大阪市
26 日本の戦争責任を肩代わりされた朝鮮人BC級戦犯を支える会	東京都
27	
28	

全体報告 軍都廣島の地下壕 (スライド)

内海隆男

- 1 大本営跡 (広島城内)
1894年 日清戦争の時、大本営設置、軍都への歩み始まる。
- 2 被服廠 (広島市南区出汐)
加平郡より強制連行された朝鮮人 (51名) が働いていた。
- 3 陸軍運輸部跡 (広島市南区宇品)
戦時には「暁部隊」と称され全国に30万の兵士。
兵士や兵器だけでなく「従軍慰安婦」も運んだ。
- 3 似島 (広島市南区)
日清戦争の時に検疫所設置。
1919 (大正8) 年広島市内より移転した弾薬庫跡あり。
- 4 宮島砲台跡 (宮島)
ロシアを仮想敵国として (バルチック艦隊を迎え撃とうと) 築造された砲台。
- 5 亀ヶ首試射場跡 (呉市の南の倉橋島の東南端の岬)
1898 (明治31) 年に設置された呉海軍工廠の試射場。大小の艦砲の試射や防禦甲板や防禦構造の実弾貫徹試験などが行なわれた。
- 6 甲南の海軍燃料貯蔵施設跡 (江田島町)
100×200mの畑の下に10万トンの燃料を貯蔵する施設が、大正時代に朝鮮人も動員されて造られた。
- 7 中国軍管区司令部半地下壕 (広島城内)
空襲下の作戦本部・情報本部。
比治山高等女学校三年生 (15歳) の少女によって「もしもし大変です。広島が新型爆弾にやられました。……広島が全滅に近い状態です」との電話が発信されたところ。壕の外で竹槍訓練をしていた60人の女学生は即死。
- 8 第二総軍の地下壕 (広島駅の北・二葉山)
築城班が山の下に掘る。朝鮮人も動員されていた可能性が高い。
- 9 宇品の地下壕 (広島市南区)
「暁部隊」の地下軍事施設。証言によると、トンネルは700m以上あった。
そのうちの一つは地下無線室。
- 10 包ヶ浦の地下壕 (宮島)
宮島には広島兵器廠包ヶ浦分廠があった。
この包ヶ浦でもっとも危険な仕事は朝鮮人が担当していた。
- 11 呉海軍工廠の地下工場 (呉市冠崎)
「回天」Ⅱ型の秘密生産工場。「旧海軍地下施設調」によると21,000平方メートル朝鮮人の飯場あり。
- 12 広第11航空廠の地下工場 (呉市広町の名田)
総コンクリート造。朝鮮人の強制労働あり。
- 13 広第11航空廠の地下工場 (海田市町)
敗戦時、壕外で「日本負けた、朝鮮勝った、バンザイ」と叫んだ朝鮮人あり。
- 14 東洋工業の地下壕 (広島県安芸郡府中町)
「総重量4トン以上の車両乗り入れ禁止」
「四～五、〇〇〇名の収容力を有する横穴式防空壕」
- 15 祇園の地下壕 (広島市安佐南区祇園町)
トンネル掘りに従事していた在日朝鮮人の証言あり。
- 16 似島の地下壕 (広島市南区似島町)
5000人分の医療品を収納したという地下壕。
「船舶司令部を似ノ島に移すため、似ノ島検疫所の似ノ島富士にも横穴が掘られていた。この工事でも昼夜兼行で行なわれ、工事には朝鮮人の徴用工まで投入された」

第3回全国集会分科会案内（全参加者の名簿及び団体を記録して下さい）

第1分科会（406）4階

入門講座（強制連行とは何か・調査の進め方・整理）司会 岸 直人・赤道桂子 助言者 朴 慶植

（学校における生徒の取組の報告 倉吉校新聞部）

* 地域に埋もれた加害の歴史を掘り起こす手掛かりをどうして見つけるか

第2分科会（405）4階

教育（強制連行の歴史）実践の現場では 司会 吉野 誠・中土勝男 報告中田均（地下壕をどのように教材かできるかー東京八王子から）

（民族教育の現場から報告）

報告（強制連行の足跡を若者とたどる旅）

（学校教育でのフィールド・ワーク）

* 歴史認識としての強制連行の教材化を、どのように方向づけしたらよいか討論します。

第3分科会（新館306）写真パネル使用

軍人・軍属・慰安婦の実態と補償問題 司会 坂本 雅美 石井出かず子 報告 臼杵けい子・方 清子

* 補償裁判が始まった中で全国規模の支援ネットワーク作りについて

朴 美津子

第4分科会（別館351）スライド使用

強制連行調査活動の現状と各地の状況 司会 鈴木智雄 報告 落合・脇本・内海

* 侵略戦争とは何であったか地下壕の実態調査から見えてきたもの 各地の調査結果の集大成をどうするか

第5分科会（別館353）

戦後責任と戦後補償 司会 山田忠文・梅田有滋 報告 久保田・広崎・ウトロを守る会 助言者 古庄 正

* 企業補償裁判の具体的事例（三菱重工社を相手に戦後責任裁判始まる）戦後補償をめぐる国家及び企業裁判の動きはいま・BC戦犯を支える会

第6分科会（別館352）写真パネル展示

中国人強制連行と花岡事件・広島安野発電所事件 司会 牛尾美保子・正木峯夫

助言者 猪 八戒

* 47年目にして強制連行された中国人の生存者に広島原爆被害者がいたことがわかった・・・が、ガンに侵されて余命いくばくの知らせ

第7分科会（新館307）ビデオ使用

在韓・在朝被爆者と戦後補償（40億円の支払いをめぐる）司会 豊永恵三郎・宮川裕行 報告 韓国の原爆被害者を救援する市民の会

「地下壕」をどのように教材化できるかー東京八王子から

浅川地下壕の歴史を語る会
中 田 均 (都立館高校)

1. はじめに

全国でも有数のスケールを誇る地下壕が東京の郊外ー八王子にある。それも見学・公開可能な地下壕である。浅川地下壕と呼ばれるこの「地下壕」を、歴史的価値の高い史跡とするには、一つには教育の現場で実際に活用してゆくことである。

では、「地下壕」をどのように教材化できるのだろうか。以下、高校三年生・世界史の授業で実施してみた実践例である。

2. 教育実践の概要

◆実践 I (1992年1月実施)

初の試み。「世界史」2講座、計92名の生徒を対象。計10時間をかけ、学習の内容は、浅川地下壕の歴史からはじまり、小学6年生の劇、朝鮮人労働者、強制連行の順で展開した。ビデオ教材を多用してできるだけ興味が持続するよう工夫した。総仕上げの意味で野外学習を行ない、地下壕周辺を歩いて戦争の傷跡を確認した。コースは浅川小集合ー飯場跡ー検問所跡ーロ地区地下壕地表ーイ地区地下壕坑口ー落合公園ー聞き取りー終了後、学校へ戻らずそのまま下校させた。

◆実践 II (1992年6～7月実施)

「世界史」1講座、生徒35名。授業時数は6時間実施した。内容のコンパクト化をはかり、地下壕の朝鮮人労働者のみにポイントをしばった。地図に坑道を記入させたり、簡単な質問に答えさせるなどの作業を取り入れた。野外学習では、電車を使い地下壕周辺まで行き、在日朝鮮人からの聞き取りをメインとした。

また、別に日を設定して希望者を募り、地下壕の現地調査を行なった。

◆野外学習

歴史を実感させるために、授業の5・6時限目を使い野外学習(フィールドワーク)を行い、歴史体験させた。実行するに当たっては、次のことに配慮した。

1) ねらいをはっきりさせた。

実践 I … 戦争や日本の朝鮮植民地支配について考える。

実践 II … 関係者から話を聞き、日朝の現代史を実感する。

2) プリントを準備し、それへ記入させ物見遊山にならないようにした。

3) 説明は、「過去と現在」を重ねあわせることができるような内容にした。

4) ブロックで閉鎖された地下壕の坑口をスケッチをさせた。

5) 聞き取りの質問は生徒にまかせたが、質問事項は事前に用意させた。

浅川地下壕の近辺に住む生徒は、このフィールドワークのねらいを自分のものとして捉え返してくれた。

【A】まず、今はみころも霊園の駐車場・民家・児童館へ姿をかえてしまった飯場。三年間浅川中に通い続けながらもその正体がわからなかった検問。更に金刀比羅山、浅川中の南西、三和団地の下にも地下壕が存在していたと言う事は、散々学習して来た今でもまだ実感が湧かない程です。あの三和団地の住宅の下を大きな空洞が何本もぽっかりぽっかりと空いているのでしょうか。やはり容易に想像できるものではありません。しかし、野外学習でその周辺を一步一步踏み締めてあの地下壕の入口を見た時はさすがに呆然としてしまいました。当時はエンジンが作られ、……70年代には、地下壕はマッシュルームの栽培へと使われたのは、戦時の激動さとあまりマッチしなくて少し妙な気もしました。今は駒木野病院へと名前を変えた病院…。当時は病人が運ばれたそうですが、落合公園でガン・スウヒさんが「人間の扱いをされなかった」と言っていたのを思い返すと、果たしてあの病院に朝鮮人が運ばれることがあったのか疑問であります。

(A・S)

◆自主作成教材

・テキスト“眠りからさめた浅川地下壕”

地下壕の歴史

- 1) 軍の用地買収、2) 憲兵のどうかつ、3) 大本営か地下倉庫か、4) ズリ(土砂)
- 5) 中島飛行機武蔵製作所の被爆、6) 戦車か、飛行機のエンジンか、7) 地下秘密工場(中島飛行機)、8) 学徒勤労動員

朝鮮人労働者

- 1) 朝鮮人労働者の存在、2) 地下壕の掘削工事、3) 飯場、4) 食糧、5) 賃金、6) 自由の身、7) 朝鮮人の強制連行、8) 朝鮮人の帰国

強制連行

朝鮮人渡航のグラフ、強制連行の歴史

- ・フィールドワーク聞き取り用紙ー質問事項、スケッチ、聞き取り
- ・地図ー住宅地図を張り合せて縮小したもの

◆教材ー資料・ビデオ

- ・「米軍戦略爆撃調査団報告書 第35巻 浅川」(1947)
- ・シナリオ「浅川地下壕物語」八王子市立浅川小学校 (1991. 11)
- ・朝日新聞夕刊「強制連行は、夫婦を二度引き裂いた」 (1992. 5/20)
- ・NTV取材ビデオ(地下壕の様子・浅川小の劇) (1991. 11)
- ・NTVニュースプラス1「東京地下壕物語」 (1991. 12放映)
- ・NHKローカルニュース「高尾地下壕見学会」 (1991. 10放映)
- ・NHKニュース「八王子地下壕保存運動」 (1991. 10放映)
- ・NHKプライム10「遅すぎた帰郷」 (1991. 10放映)

3、在日朝鮮人からの聞き取り

野外学習のメインを占めるもの。

強制連行され日本坂トンネル工事へ、そして浅川地下壕工事に動員された在日朝鮮人の方にお話をしていただいた。この聞き取りから生徒は、大きなインパクトを受けた。

【B】私は「母国語は、まだ話せますか？」と聞きました。それは、先生にビデオを見せてもらったときのあの引き裂かれていた夫婦のことがあったからです。ガン・スウヒさんは「日本語も、母国語も、話せるがうまくない」とい言いました。私はあの夫婦も、ガン・スウヒさんの人生もああいう辛い風に変えてしまったのは、戦争のせいだなと思いました。(S. S)

【C】私は、ガン・スウヒさんが、あんなにもこころよく話をしてくれたことに少し驚いている。私があの人立場だったら、話をするところではないと思う。償いをしない日本政府、自分を動物と同じように扱った日本人に対し恨みの念ばかりもって生きていただろう。ガン・スウヒさんは多分、戦争のこと、戦争中の日本人、朝鮮人のことを私達に忘れてもらいたくなくて、堂々と話してくれたのだと思う。(E. O)

4、強制連行

地下壕の存在と在日朝鮮人の聞き取りを結びつけることで“強制連行”という歴史的事実がより実感されてくるのではないだろうか。

はたして、生徒の感想は？

【D】ガン・スウヒさんが語ってくれた話の中には、私の疑問に対する答えも含まれており、私が考えてもみない答えもあったのでびっくりしました。日本が植民地化した朝鮮の人々を強制連行し、地下壕を造るためや、その他の労働不足のために利用したこと。労働をさせる際にもろくな賃金を払わず、食べ物も満足に与えず、眠るときは毛布一枚でほとんどの人が「タコ部屋」と呼ばれるような、一棟に50人を詰め込んだ部屋で過ごしたことなど、他にもここには書き切れないほど、「人間が人間にするような事ではない行為」を日本人が朝鮮人にしたと聞き、私はとても大きなショックを受け、とても悲しくなりました。(K. T)

【E】ちょうど、この学習をしていた頃に、宮沢総理大臣が韓国にいて、従軍慰安婦のことについて謝罪している映像をテレビで見た。それと日本大使館(?)前でデモをしている韓国人の映像も見た。最初、この映像を見て何も感じなかったが、浅川地下壕の事について勉強していくうちに、なんとなくそのデモをしている意味がわかったような気がした。(K. T)

【F】私が、今まで思っていた戦争というのは、連合国軍が日本に原爆を投下し日本に大きな被害がおよんだという「日本側」の戦争しか知らなかったけれど、この授業を通して日本が、朝鮮に被害を加えたという「朝鮮側」の戦争を知り、戦争の新たな一面を見ることができたように感じました。(Y. T)

【G】朝鮮人、ガン・スウヒさんの話を聞いて、当時の日本は朝鮮人を動物同然に扱ったと言っていたが、その言葉が本当にその当時の苦しさをしみじみと語っていたようで、胸がちくちくとした。なにも知らない私たちの世代ほど、その当時の事を正しく理解していかなければならないと思う。少なくともそれくらい理解しておかなくては日本は世界から取り残されるであろうとも思う。(N. Y)

【H】私が、ガンさんの話で一番おどろいた事は、日本にいる朝鮮人は証明書を持っていて、それはいつでも持ち歩いていなくてはいけないという事と、税金はきちんと納めているのに選挙権はないという事でした。日本人は、ガンさんのような人々を強制的に連れてきて、その人の人生を全く変えてしまった上に、この差別はひどいと思いました。(K. S)

【I】ガン・スウヒさんや前に述べた朝鮮人女性を含め、多くの朝鮮人の人生を奪った日本。その日本は二度と戦争をしないためにも、過去の戦争の事実を忘れてはいけない。そういう意味で、浅川地下壕は私にとって戦争を一番身近に感じさせてくれる存在であり、その存在自体が昔と今とを結びつけてくれる貴重なものであると思います。そして今こそ日本にはそういう存在が必要ではないでしょうか。(A. M)

5、まとめ

浅川地下壕を教材化するにあたり、特に留意したことは次のことである。

- ① テキストについて：実際に足で歩いて聞き取りした事を中心に作成した。ハンドメイドを心掛けた
 - ② ビデオについて：地下壕の中の様子を説明するのに、どんなすばらしい言葉や文章で説明するよりも、ビデオなどの映像の迫力には勝てない。NTV提供の取材ビデオやNHKニュースなどを使って地下壕を説明すると生徒の反応は、とても良かった。また、強制連行をテーマとしたNHKプライム10「遅すぎた帰郷」という番組は、理解を深めるための絶好の教材となった。
 - ③ 野外学習について：現場を確認させることは大変重要である。実施に当たっては、野外のため天候に左右されやすいが、必ず取り入れることが大切である。また地下壕に関係した在日朝鮮人から話を聞くことも大きなウエートを占めていた。
- 以上、生徒の感想を整理すると、浅川地下壕の学習や野外学習などで歴史の体験をし…【A】…、さらに強制連行された在日朝鮮人と出会い…【B】・【C】…、生徒たちは、歴史の真実を知り「大きなショックを受け」…【D】…、被害者としての朝鮮人の痛みを「ちくちくと」察し…【E】・【F】・【G】…、日本の謝罪と補償を…【C】…、そして民族差別に怒りを…【H】…、また地下壕保存の必要性も…【I】…訴えてくれた。

もし、教材として「地下壕」の効果的な活用ができるならば、平和教育におけるヒロシマの原爆ドームのように、「地下壕」は、日朝現代史における歴史認識の第一歩としての役割を果たす史跡になるはずであろう。

従軍慰安婦問題と戦後補償

在日韓国民民主女性の会

■「従軍慰安婦」が生み出された歴史と背景

1) 日帝植民地支配

1910年 「日韓併合」と朝鮮植民地支配

1919年 「3・1独立運動」朝鮮全土にひろがる

「皇民化政策」＝朝鮮民族抹殺政策

1937年 「ろ溝橋事件」「南京大虐殺」日中戦争の始まり

1938年 軍直属の慰安所開設

1944年 「女子挺身隊動労令」

* 朝鮮人従軍慰安婦政策は日帝による「朝鮮人抹殺政策」の最たるもの

2) 日本軍の戦争のありよう

天皇制のもとでの戦争→上官に対する絶対服従という非人間性

「敵に糧を求める」現地の人々や植民地国からものを奪うことも当然の事

→強姦、略奪の日常化・・・性病が蔓延、戦力低下

* 良質の性を求め、朝鮮人女性を犠牲に

3) 女性蔑視

女性は家父長制と「公娼制度」の犠牲者

家父長制度のもとで女性は性的奴隷を強いられ、公娼制がこれを補完

国家による組織的輪姦行為

慰安婦は「下賜品」「衛生的共同便所」「共有物」

■「朝鮮人従軍慰安婦」の実態

■従軍慰安婦問題浮上の背景

－韓国女性解放運動の発展の過程から見る－

◇70年代の女性解放運動～「女性の人間化運動」

女性解放運動を民主化運動の中に位置づける－とりわけ女性労働者支援の問題が中心課題に

・キーセン観光反対運動

◇80年代の女性解放運動～

・86 権仁淑（クォン・インスギ）さん、権力による性拷問事件を告発

→内外に大きな衝撃、「性のタブー」を打ち破る闘いへ

・87 「韓国女性団体連合」の発足

・89・2 “ 大葬の礼に弔問使節を送ることに對し、抗議デモ。声明で初めて「挺身隊」問題にふれる

・90・1 尹貞玉前梨花女子大教授のルポ「従軍慰安婦の足跡を追って」がハンギョレ新聞に連載

・90・5 韓国盧泰愚大統領訪日の際、韓国女性団体が日本の戦後責任と同時に従軍慰安婦問題の責任を追求

11 「韓国挺身隊問題対策協議会」結成

■戦後補償問題のゆくえ

戦後補償とは？

「賠償」＝敗戦国に課せられた敵国の戦時損害を補償するものとしての金銭、物品、労働の提供を意味する

「補償」＝政治的・経済的意味の強い「賠償」とは異なり、敗戦よりも罪の償いといった道徳的な側面をもつ概念

「日韓条約」の問題点

・植民地支配の正当化（*1）

・南北分断の肯定（*2）

・「経済協力」方式での妥結（*3）

・国民個人の請求権の放棄についても両国で合意（*4）

「従軍慰安婦」補償に対する日本政府の対応

7・6 日本政府の調査結果発表内容と問題点

◇補償はどうあるべきか？真の解決とは？

・「恩恵」や「見舞金」ではなく、日韓条約の見直しによる補償を！

・現在に引き継がれている様々な問題の解決

－売買春観光をはじめ、形を変えた女性差別、性の商品化

－誤った歴史認識→正しい歴史教育

戦後補償問題をめぐる動き (日誌)

■韓国国内

92

- 1/14~21 → 「挺身隊問題共同対策協議会」(挺対協)挺身隊申告電話設置
- 1/15 → 挺対協、宮沢訪韓反対声明
遺族会、ソウル地域女子学生代表者協議会と共に宮沢訪韓反対デモ
- 15 → 野党、韓日条約の修正補償を主張する声明発表
- 16 → 全教組、教科書掲載による歴史教育実施をアピールする声明
- 17 → デモの最中、遺族会の朱基成さん死亡
- 18 → 韓国教育部、挺身隊実態調査のために2千の全国小学校の学籍簿調査
- 21 → 韓国政府、「挺身隊問題実務対策班」設置
- 22 → 挺対協、韓日両政府に送る声明発表(記者会見で慰安婦問題を国連人権委員会に提訴することを発表)
- 25 → ソウル地域女子大学生学生代表者協議会、日本政府へ公開書簡
- 3/ 8 → 韓国女性団体連合、第8回韓国女性大会で「今年の女性賞」に金学順さんを選出
- 13 → 尹貞玉氏来日、記者会見で100人の元慰安婦が申告していると報告
- 17 → 李効再氏、訪米し国連人権委員会・婦人の地位委員会に報告書を提出したと記者会見
- 20 → 国内の弁護士115人、対日補償を支援「対日民間法律救助会」
- 22 → ソウルで「女子挺身隊勤労令規則」公開
- 22 → 「挺身隊問題と韓日政府の責任」と題する公聴会開く(挺対協)
韓国政府が解決のため先頭に立つことを求める公開書簡採択
- 25 → 韓国法務局が意見書、「女子挺身隊対日賠償請求」政府レベルで可能、国際法上『重大な事実変更原則』に該当
- 5/3 → 親睦団体「無窮花姉妹会」結成(挺身隊被害者20人)
- 6/3 → 国史編纂委員会、光州・全南地域の挺身隊動員記録調査結果を公開
14の国民学校で73名の動員、うち戦後帰国者は3名
- 7~8 → 「韓日国会議員による(共同)太平洋戦争犠牲者問題公聴会」開催
(主催:遺族会・挺対協)
民主党が社会党との合同調査団の結成を呼びかける
- 16 → 金アジア局長「韓日条約の見直しを含む法的解決策と並行して政治的解決の方策も検討中」と発言
- 17 → 韓国挺対協、BKO法成立を非難して声明
「植民地統治下の犯罪行為に対し、謝罪も補償もしないまま自衛隊を海外に派遣するのは反平和的、非人道的行為」
- 19 → 「挺対協」メンバーら、慰安婦問題に関連、調査団を中国に派遣
- 24 → 「挺対協」韓日条約当時の、「金-大平メモ」の真相を要求する声明を発表
- 30 → 政府のこれまでの調査で100名を超える元従軍慰安婦から申告があったことが明らかになる

■日本国内

92

- 1/13 → 加藤官房長官、日本軍の関与認め、謝罪の談話発表
- 14~16 → 東京で「慰安婦110番開設」
- 17 → 宮沢訪韓「補償については現訴訟の行方を見守る」と発言
北朝鮮も、謝罪の対象と言明
- 21 → 加藤官房長官、謝罪と補償に代わる新たな措置の検討を示唆
- 22 → 加藤官房長官、韓国政府の補償要求に対し、「国家間の補償は韓日条約で解決済み」と発言
- 2/19 → 日本の国連大使、国連人権委員会で従来の立場説明
- 22 → 朝鮮人強制連行真相調査団、日本人側連絡会議結成
- 26 → 渡辺外相「慰安婦問題解決のためには政治判断が必要
(衆院外務委員会)」
- 3/9 → 渡辺外相「目に見える形で何かするのが政治」(衆院予算委員会)
- 30 → 元従軍慰安婦文玉珠さん、下関郵便局に軍事郵便貯金の払い戻し請求
- 4/10 → 社会党、戦後補償対策特別委員会設置、18のプロジェクトチーム構成
- 13 → 戦後補償裁判に元従軍慰安婦6人新たに提訴(6・1初公判)
- 21 → 朝鮮人強制連行調査団「民間労働現場の慰安所」設置の資料発見
- 23 → 韓国遺族会9人追加提訴~年金、労災の摘要求める(原告25人)
- 27~29 → 朝鮮人強制連行調査団交流集会「日本の植民地支配と戦後補償を考える」
- 5/5 → 「国際協力開発」IED~従軍慰安婦問題、国連作業部会に提起
- 7 → 渡辺外相、韓日政府間協議控え、対応一部表明
(参院国際平和協力特別委員会)
- 15 → 民団「強制連行被害者調査事業」(90・5)被害者組織構成へ
- 23 → 「日本の植民地支配と戦後処理-今日の課題」シンポジウム開催(有識者)
- 24 → 「在日の戦後補償を求める会」(川崎)軍人軍属に戦後補償をもとめて全国キャンペーン~7/19から3週間
- 30 → 「戦後補償連絡委員会」発足~補償運動団体連合構成(高木弁護士ら)
- 6/1 → 戦後補償裁判第1回口頭弁論(原告41人のうち、37人が来日)
- 2 → 来日中の元慰安婦、総理府を訪問し、宮沢首相宛の要望書を提出
- 5 → 軍事郵便貯金、73万口座、21億円(現貨幣価値で1兆円をこえる)が、未払いのまま郵政省にあることが判明
- 6 → 民団「強制連行慰霊塔」着工へ
- 10 → 同胞元BC級戦犯補償裁判、実質審理に入れず
軍事郵便貯金支払い求め、市民ら署名運動へ(文玉珠さん支援)
浮島丸沈没、究明へ日本政府提訴~生存者遺族ら8月にも
- 30 → 文部省中学教科書の検定発表、アジアの近・現代史でこれまでより一歩踏みこんだ記述
- 7/6 → 日本政府「従軍慰安婦」調査結果を発表、警察庁・労働省を除く4省庁から27件の資料、慰安婦の「強制徴用」はなかった
アジア各国一斉に怒りの声

韓日条約の締結

●61年朴正熙軍事クーデター

※請求権問題を賠償的性格と経済協力の平行折衝の方向を打ち出す

●62年「金・大平メモ」無償3億、有償2億、民間借款1億ドル以上

韓国側－賠償金 日本側－独立「祝金」

●65年6月 韓日基本条約・諸協定締結（民間借款3億ドルに）

【基本条約】

第二条 1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓国帝国との間で締結されたすべての条約および協定はもはや無効であることが確認される（※1）

三条 韓国政府は朝鮮半島における唯一合法政府（※2）

【請求権および経済協力に関する協定】：

第二条1 両締約国は、両締約国およびその国民の財産、権利および利益並びに両締約国およびその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条に規定されるものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する

【合意議事録】

「第二条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国およびその国民の財産、権利および利益並びに両国およびその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された」
（※3）

【大韓民国と日本国間の条約および協定解説】（韓国政府）

「財産および請求権問題の解決に関する条項で消滅するわがほうの財産および請求権の内容を見れば、最初に提示した8項目の対日請求要綱で要求したものはすべて消滅することになるものであり、したがって・・・韓国人所持の日本系通貨、有価証券、被徴用者の未収金および補償金、恩給などに関する請求、韓国人の対日本政府および国民に対する各種の請求などがすべて完全且つ最終的に消滅することとなるのである」（※4）

朝鮮人従軍慰安婦問題の現状

解決への動き・戦後補償へのうねり・在日女性の視点

92 7 25

朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会

◆解決への動き（この一年）

- 91 8 金学順さん、韓国国内で初めて元慰安婦として名乗り出て証言
- 11 米フーバー研究所で軍関与を裏付ける公文書発見
- 12 元慰安婦ら3名を含む35名、謝罪と補償を求め東京地裁に提訴
- 12 韓国外務省、日本政府に「歴史的真相の究明」を要請
- 12 日本政府、関係6省庁に調査を指示
- 92 1 防衛庁防衛研究図書館で軍関与の通達・陣中日誌見つかる
- 1 宮沢首相訪韓時に、公式謝罪
- 2 挺対協、国連人権委員会に提訴
- 3 元慰安婦、文玉珠さん「軍事郵便貯金」の引き出し要求
- 4 元慰安婦6人追加提訴
- 4 韓国法務部「挺身隊賠償請求政府レベルで可能であり必要」と意見書
- 5 NGOが国連に「日本に調査派遣」を要請
- 5 国連人権委員会現代奴隷作業部会「特別報告官」に情報提供するよう
ガリ事務総長に求める報告を採択
- 5 第7回朝日国交正常化交渉で日本側慰安婦補償を協議の用意を示す
- 5 「戦後補償連絡委員会」結成（高木健一・内海愛子・田中宏）
- 6 1 補償裁判第一回公判、「金田きみ子」さんら陳述
- 6 2 元慰安婦ら日本政府に直接実状を訴える
- 7 韓国政府聞き取り調査結果発表。74名の慰安婦確認
- 7 6 日本政府関係6省庁による調査結果公表。政府、直接関与を認める
警察庁、労働省に資料なく「強制連行」を認めず。

◆奈良県柳本慰安所・大阪府大東市慰霊碑と「考える会」の活動

- ①大和海軍航空基地（柳本飛行場）と朝鮮人従軍慰安婦（91・9～10）
 - ・1943年の秋から3千人の朝鮮人を強制連行し飛行場建設に従事させる。連行された43年には慰安所があり、40名ほどの朝鮮女性がいた。
 - ・1944～45年、柳本の飯場に買い出しに行ったおり慰安所と慰安婦を何度も見た
 - ・解放後、姜正市さん（故人）が3～5人柳本の元慰安婦人らを奈良県桜井市の朝鮮人集落に連れて来て長屋に住んだ。
 - ・名前はモモちゃん・キミちゃん・ツバキさんがいた
 - ・ツバキさんは病気で死亡したが、他の女性らはしばらくして国に帰った。

②大阪府大東市慰霊碑調査（92・3）

- ・正面 大東亜戦没日韓看護婦慰霊の碑
韓国男性3名・日本男性4名の名が掘られている。
うち、1人が大東市会議員
- ・裏面 大東亜戦争33回比を迎えてこの碑は大東亜戦没
朝鮮処女女子挺身隊7万余人・日本看護婦2万余
人の尊き英霊を祭るために建立す
心ある人々のご参拝を心をこめて願う。
77・10・10 施主・・・



- ③演劇「私たちは忘れない！朝鮮人従軍慰安婦」上演（91・10～92・4）
大阪・京都・兵庫・奈良・東京・埼玉など10カ所で行い世論喚起、社会問題化
- ④6項目要求署名運動（91・11～92・3）
・3月28日、尹貞玉氏を招いて署名集約集会（4百名参加）
・3月31日、署名用紙（4万人）をもって日本政府交渉
- ⑤金学順さん証言の集い（6カ所）に協力、全行程同行
- ⑥朝鮮人従軍慰安婦問題資料集Ⅰ～Ⅲを発行

◆戦後補償問題をめぐって

《提訴されている補償問題》

- ①「太平洋戦争犠牲者遺族会」元慰安婦9名を含む41名謝罪と補償
- ②在韓元軍人軍属1100人謝罪と補償義務の確認
- ③広島で被爆した元三菱重工業徴用工、未払い賃金要求
- ④サハリン残留韓国朝鮮人21名が1千万円補償要求
- ⑤韓国朝鮮人BC級戦犯と遺族、謝罪と補償要求
- ⑥元日本軍傷痍軍人鄭商根さん、「援護法」適用と戦後補償要求
- ⑦日本鋼管元徴用工金景錫さん、当時の警察からの暴行に対し謝罪と補償要求
- ⑧「クラフ・マッキン島同胞犠牲者遺族会」資料公開・遺骨返還・謝罪と補償要求
- ⑨「花岡事件」犠牲者中国人、鹿島建設を相手に謝罪と一人5百万円請求
- ⑩香港軍票の強制による損害賠償要求
- ⑪インドネシア元兵補、未払い給与請求
- その他、台湾・中国・フィリピンなど、戦後補償要求運動拡大

《日本が行った戦後補償》

- ・台湾人元日本兵戦没者らに一律2百万円の弔慰金（1988年から）
- ・サハリン韓国朝鮮人の韓国への渡航費用一部負担（1988年から）
- ・在韓被爆者の医療費援護基金として2年間で40億円（1991年）

《韓日条約の問題点》

- ・経済協力・独立祝い金としての5億ドル
→謝罪の意も、植民地支配責任の意も、補償の論理もない
- 1971年 韓国政府対日民間請求権申告に関する法律を制定
無償3億ドル（1080億円）のうち58億円（5.4%）を個人に支払う
- ・サハリン残留者・在日が協定の枠と国内法の枠から外される

《在日朝鮮人・台湾人への戦後補償》

- ・戸籍国籍条項のかべ（被爆者援護法のみ除外）
帰化すれば支給対象とする→65年以降は帰化してもダメ
- ・援護法の目的→国との雇用関係にあった間におけるけがや死亡に対する補償
（国籍条項は日本国憲法の下での平等、国連人権委員会決定に反する）

《朝鮮人従軍慰安婦問題に関して》

- ・元慰安婦9名が東京地裁に提訴
- ・文玉珠さん軍事郵便貯金支払い請求 残高26145円
（91年3月末残高 口座約73万口、約21億円）
- ・韓国政府法務部の意見書
- ・朝日国交正常化交渉の行方

広島の強制連行調査活動の現状

第4分科会

『地下壕に埋もれた朝鮮人強制労働』（広島の強制連行を調査する会 明石書店）参照

1 1990年12月8日 「広島の強制連行を調査する会」発足

2 「知事引継書」の公開

3 1991年10月より地下壕の調査開始
半年あまりで20ヶ所調査

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ① 宇品 | 砲部隊の地下軍事施設 |
| ② 宮島 | 砲台施設、朝鮮人強制労働 |
| ③ 地御前 | 朝鮮人兵士による穴掘り、そして被爆 |
| ④ 似島 | 検疫所、俘虜収容所、弾薬庫、陸軍特攻訓練基地 |
| ⑤ 祇園 | 軍需工場の地下壕、尹さんの証言 |
| ⑥ 二葉山 | 幻の第二総軍地下司令部 |
| ⑦ 海田市 | 第11海軍航空廠疎開工場 |
| ⑧ 東洋工業 | 4~5000人収容可能の巨大地下壕、詳細な工場疎開計画 |
| ⑨ 倉橋島 | 海軍工廠の試射場、朝鮮人強制労働による燃料貯蔵施設 |
| ⑩ 江田島 | 「海軍の島」の軍事施設、陸軍特攻訓練基地 |

4 資料の発見

① 特殊地下壕対策事業関係の資料

② 「旧海軍地下施設調」

③ 戦争体験記（証言集）

5 公開フィールドワークの実施

6 写真展の開催

7 絵はがきの作成

8 報告書の作成

9 聞き取り 趙さんの証言

10 その他

オ4分科会

屯鶴峯地下壕発掘の経緯と今後

奈良県での朝鮮人強制連行等の資料を発掘する会

確認された地下壕の規模

聞き取り調査のなかで

建設時期

「皇室の避難所」？

その他の施設

元日本人将校 I 氏の証言

朝鮮人兵士

防衛庁資料

『地下施設隊臨時編成要領同細則』

「朝鮮軍管区部隊差出ノ兵ハ朝鮮ニ本籍ヲ有スル昭和十九年徴兵ヲ以テ充ツルモノトシ其ノ差出ノ細部ニ関シテ所管長官相互協議スルモノトス」

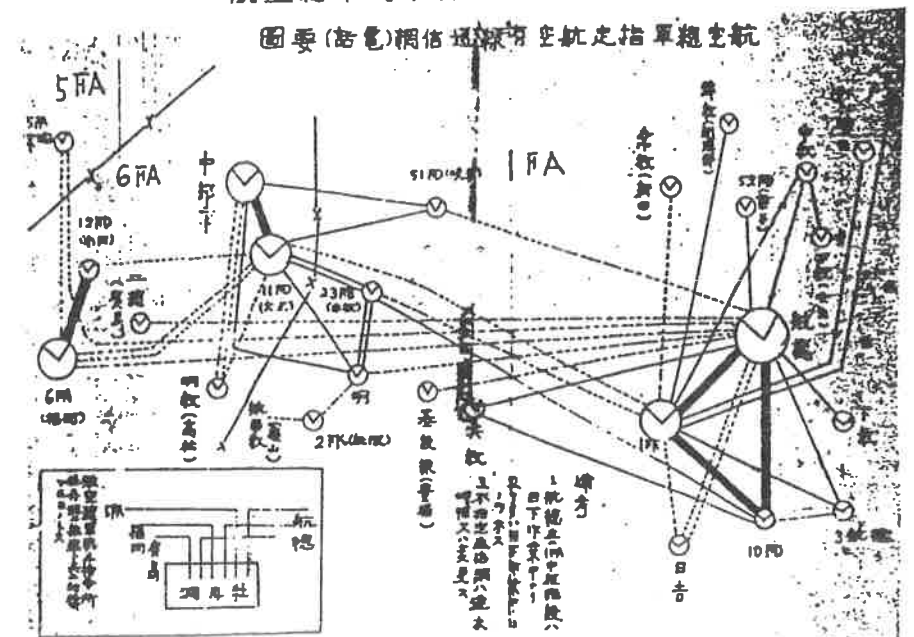
『帥作命丙第六十五號』

一 航空総軍指定航空有線網ヲ別紙第一、第二ノ如ク構成ス

四 細項ニ関シテハ参謀長ヲシテ支持セシム

航空総軍司令官 河邊正三

圖要(話電)網信通線明空航走指軍總空航



航空総軍戦闘指令所牡丹洞ニ推進ト共ニ切換ルフル

モノトス

『帥作命丙第三百三十九號』

陸軍航空基地設定練習部長は村松、八色原飛行場整備及各務原、屯鶴峯地下施設ヲ促進スルト共ニ九月末ヲ目途トシ各務原東及三木飛行場ノ整備強化ニ任スヘシ

今後の課題

徴用工供託問題についての現状と問題点（以下の「カベ」を打ち破る方途はないか？）

1、三菱の対応

92・5・28 長船労組

（1）・長崎造船所の対応

金順吉氏あての「平成3年11月8日」付け文書で「昭和23年、法務局に供託」と回答。以降の交渉で判明したことは、①供託名簿の控え（正本）はない（「紛失しているようだ」）。②会社として法務局に閲覧に行った（昨年8月と12月の2回）が、「供託番号不明」（会社がおぼえていない）を理由に拒否された。③「供託した」という会社主張の裏付けは、OB（昭和23年当時の在職者）の証言（「供託の仕事をした」「仕事をしているのを見た」という複数の証言、但し、法務局に持っていたあたるいは県に報告書を提出した、という証言はない）、同じ三菱の広島では供託の事実（後述）が確認されている、「政府の供託せよ」という指導を拒否する必要性がない」、などをあげている。④従って、正確な供託者数、供託金の総額、供託年月日は不明だが、「金さんの分は供託したと確信している」。

（2）・広島造船所での対応

私たちとの交渉の席上長船の会社が説明、①「昭和49年に会社が広島法務局を訪れ供託名簿を閲覧、但し表紙のみで、供託者総数・1951名、供託金総額・17万8479円66銭を書き写してきた。昨年再度閲覧にいったが今度は拒否された、拒否の理由は不明」。②広島で強制連行問題に取り組んでいる深川さん（三菱の退職者）が、被供託者数名の委任をうけ供託名簿の閲覧を1982年7月15日に申請、広島法務局の職員は「自分が探してやる」と引き受け7月29日に供託名簿に記載されていた人の氏名のみを記述し回答。

2、長崎法務局の対応

2月26日と3月2日の両日金さんも出席し閲覧を要求、野田局長、浦田供託課長対応①三菱の供託名簿、供託金はない。②三菱が供託しなかったからなのか、法務局で廃棄したのか、通常の供託と同じ様に時効で処理したのか「分からず」、これ以上探しようがないし探す気もない。③名簿は時効成立後でも10年の保管、廃棄する場合は法務局、地方法務局長の認可が必要（いずれも「供託規則」）だが、その種の目録など書類もない。④昭和33年の法務省通達に反する「処理」（三菱が供託したとして）である事は認め。⑤三菱以外の川南造船（当時）、高島炭鉱などの供託名簿もないのか、との追及には一旦は検討を約したが「金さんの閲覧とは関係ない」として回答を拒否。

3、法務省の対応

3月27日と4月10日の両日衆議院法務委員会で社会党高沢議員が追及。供託問題の政府側答弁者は法務省民事局清水局長、①昭和33年の法務省通達は現在もそのままにしている（「北」との関係が未処理、被供託者の国籍が不明なため）、従って全国の法務局には朝鮮人徴用工関係の供託名簿、供託金があることになる。②長崎法務局が「これは時効だということとで処理」をしたことも、「全くあり得ないことではない」が、現在の関係書類をしらべ見当たらないというのが現状。③他企業の供託の事実については、供託は金銭債券なので一般的に公開しない。

4、県ならびに労働基準局の対応

厚生省労働局長の通達（労発第572号、S21・10・12）（供託した場合は地方長官に報告書3部の提出、関係者の閲覧要求にはこれを許可し、名簿の公正化をうながしている）に基づき名簿の閲覧を要求（91・11・11）県は11・29に①県庁内を探したが名簿はない（保存期間は10年）、②当時の関係者25名中生存者16名全員に尋ねたが記憶している人は一人もない。③昭和23年ならすでに労働基準局が発足していたので基準局にあるのではないかと答えた。従って12・5に基準局監督課に同趣旨の申し入れを行った。12・17同課課長より①名簿はない（名簿保存は永久保存の労基法解釈例記を除けば1～5年）、②当時の関係職員全員に調査したが記憶している人はいない（供託を指導した人もいない、当時の課長など責任者はすでに死亡していた）、③労働省にも問い合わせたが長崎の分も含め一切ないとのことだった、と回答。

5、今後解明すべき問題点について

①供託名簿・供託金の公開（各地方法務局ごとに、長崎は三菱以外の他企業の実態も。本供託は前述の如く厚生省の指示で通常の供託ではない、被供託者は供託の事実を知らない。また、名簿の公開は強制連行者の消息を知る上からも必要）。②長崎法務局の追及（時効処理をしたとすれば国庫納入の有無はいかなる方法で確認できるのか。法務省の指示に反する処理を追及する方法はないか等）。③日韓条約・協定の再検討（韓国側の強制連行者への補償要求に日本側は「実情を証明する資料がない」と対応している。だが、事実は当時も「実情を証明する」有力な資料の一つである供託名簿があったはず）。

以上

文玉珠さんの軍事郵便貯金の支払いを求める会
代表 廣崎 リユウ

〔軍事郵便貯金〕

軍事郵便貯金（以下「軍事貯金」とは、一八九五年二月六日、軍事郵便為替規則（通信省令第七号）により創設された制度である。旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所で預入された郵便貯金（法律第一〇八号、軍事郵便貯金等特別処理法第二条）のことで、利用者は「軍人、軍属、それに関係する者」（郵政省貯金局業務課回答）である。預入通貨は軍用手票（軍票）のほか現地通貨も可能で、預入限度額、利率などは内地の通常貯金と同一の扱いであった。

野戦郵便局は、旧日本軍によって占領されていた地域に設置された。「開設地は、中国の北京、蘇州、広東、香港、旧オランダ領東インド地域ではスマトラ島、南部仏印ではビルマ、クアラルンプール。北部仏印ではハノイなど約四〇〇カ所に開設された」（九二年四月八日参議院予算委員会・松野春樹政府委員答弁）。

貯金には必ず通帳に対応する原簿が必要だが、当時の軍事貯金の原簿所管庁は下関地方貯金局（現下関貯金事務センター）であった。戦時中、軍事貯金業務の一部を熊本地方貯金局が行った。一九四四年九月、空襲による原簿の被災を逃れるため、熊本にすべて移された。四六年四月二六日、閣令第三一号によって野戦郵便局が閉鎖、軍事貯金の取り扱い業務は廃止された。

九一年三月末の口座総数は約七三万口座、総額約二億四千九百万円（預金高と法定利息の合計）が未払いのままとなっている（広島郵政局回答）。

日本銀行調査統計局が発刊する「経済統計月報」または、郵政省が発刊する「郵政行政統計月報」には、月ごとの郵便貯金の預払い実績が掲載されている。その残高の項目に(c)の記号が付され、欄外に「(c)貯金事務センター計数（旧外地貯金等を含む）」との注釈がなされている。この「旧外地等」（後述）に軍事貯金が含まれ、現在も残高に対する法定利息の計算が行われて総残高に計上されている。

〔軍事郵便貯金の払い戻しについて〕

軍事郵便貯金は、実際価値が著しく下落していた現地通貨で貯金されており、円を基軸とした公定換算率がそのまま適用されて円表示金額となっていた。四五年九月二二日、外地のインフレーションが国内に波及することの懸念から、連合国最高指令官覚書に基づく勅令第五七八号、大蔵省令第八八号によって、通帳の持ち帰りが全面的に禁止された。翌四六年、日本政府とGHQとの交渉で通帳の輸入や支払が緩和され、以降大蔵省告示によって支払額が漸次緩和された。しかし最終的な全額払いは外国為替管理法（四九年法律第二二八号）に基づく大蔵省告示によって制限されてきた。

五四年五月一五日の郵政公報に郵二業第六〇〇号通達が告示された。これは同じ日に公布、施行された、軍事郵便貯金等特別処理法（法律第一〇八号）、外国為替及び外国貿易管理法の一部の施行期日を定める政令（五〇年政令第二〇二号）の一部を改正する政令（政令第一〇一号）と軍事郵便貯金等特別処理規則（郵政省令第二〇号）を受けて出された通達である。これらの法律、政・省令によって、軍事貯金の支払制限が完全に撤廃された。

従来の支払制限は当初一、〇〇〇円とされたが、四八年六月からは、四五年八月十六日以降に預入された貯金は一人一、五〇〇円までを支払い、一、五〇〇円を超える部分は支払保留となっていた（八月十五日以前の預金は通帳表示どおりに全額払い）。

この通達では、四五年八月十六日以降に預けられた預金を、地域別、預金の金額により段階的に異なる換算率で算出し、支払うこととによって、預金を国内の貨幣価値に是正し、貯金利用者の権利保護を図ることを主旨としている。

この通達によって郵政省は、五五年から五七年にかけて国内の住所が判明している預金者約五二万人を対象に、払い戻し勸奨状を発送、約二〇万人に払い戻している。しかし通帳の忘失、連合軍の没収、預金者の忘却、死亡などで、約二六万口座（六六年七月現在。預金残高一〇〇円以上のもの）の払い戻し請求がないまま放置された。これは、貯金原簿の住所欄に所属部隊名のみが記載されたものがあり、預金者への連絡が困難な状態であったためである。

六六年七月、郵政省は厚生省に対して未請求分預金者、遺族の住所、本籍の調査を依頼。七六年三月、厚生省は内地に本籍がある二二万人の調査結果を回答した。

また、九一年八月二八日には同公報で「軍事郵便貯金等の支払いについて」という依命通達を告示した。要旨は、「軍事郵便貯金及び旧外地郵便貯金に対する支払い請求があった場合の対応方法について制度化した」と明記している。預金者から払い戻し請求があった場合、「貯金の現在高を確認してから払い戻しの手続きをする」「調査は少し時間がかかる」旨を告げ、所轄の郵政局の指示を仰ぐことになっている。これらの通達が示すように軍事貯金の債権者の権利は消滅されていない。

〔補足：外地郵便貯金〕

前出、軍事郵便貯金等特別処理法では、軍事貯金をはじめ、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替為替も特別処理対象になっている。

外地郵便貯金は、旧外地にあった郵便局で預入された郵便貯金で、同法第二条六項の「旧外地等」の定義では、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）となっている。

払い戻しの主旨や、取り扱い規定などは軍事貯金と同じだが、預金の換算対象と換算率が若干異なっている。ちなみに旧外地郵便貯金は、総口座数約千八百二九万口座、総額約二〇億二千三百万円（九一年三月末の元利合計。郵政省貯金貯金局業務課回答）。

〔旧植民地出身者に対する払い戻し〕

前出郵二業第六〇〇号通達によって、郵政省が行った払い戻し勸奨で、国内の住所が判明している日本人、約二〇万人の預金者が払い戻しを受けた。しかし国外の旧植民地出身者に対する払い戻し勸奨は行われなかった。これについて次の政府答弁がその根拠を示している。

九二年四月八日の参議院予算委員会に松野春樹政府委員は、「ただ、国外に居住されておる方々につきましては、基本的には財産権等に関する国家間の特別取り決めに關する交渉がどうなるかという推移を見守ってきたところでありまして、この軍事郵便貯金の払い戻しについての勸奨など、特段の払い戻しを促すための措置等は行っていない模様の模様であるという認識をしております」と答弁した。答弁中の「財産権等に関する特別取り決めに關する交渉」とは、前後の質疑内容から、七次にわたって開かれた日韓会談を指している。払い戻し勸奨は五五年から五七年にかけて行われたが、この二年間は第三次会談（五三年十月六日～十月二一日）中の十月十五日、日本側主席代表の問題発言、いわゆる「久保田発言」によって会談が決裂し、五八年四月の会談再開までの空白期間にあたる。

軍事貯金は現在も預金者からの引き出しが年間二～三件あるが、最近はずべて日本人からのものである（熊本貯金事務センター回答）が、これまで旧植民地出身者からの払い戻し請求が三件確認されている（文玉珠さんの例（後述）は除く）。

サハリンからの請求（一）

七四年、サハリン在住の韓国人（朝鮮籍）が、日本で韓国の親族と再会するために来日した際、旧外地郵便貯金の払い戻しを郵政省に求め、支払われた。ただ、この支払がなされた後、外務省が郵政省に対し「国交がない北朝鮮人に対する払い戻しの前例をつくられては困る」とクレームをつけている。郵政省の支払い根拠は、朝鮮籍保有者は日韓請求権協定の対象者ではなく、あくまで債務者の立場から支払いに応じたとしたが、以降、朝鮮籍保有者に対する支払は保留されることになった。

サハリンからの請求（二）

九〇年四月十六日、サハリンに強制連行され、戦後もとり残された朝鮮人たちが結成した「サハリン朝鮮人離散家族会」の代表と書記が来日し、旧外地郵便貯金の払い戻しを求めた。この貯金は戦時中、日本政府による貯蓄増強運動の過程で行われたもので、請求には既に亡くなった人の通帳も含まれていた。

請求に対し郵政省は、七四年の外務省のクレームによって、「朝鮮民主主義人民共和国と国交がないため朝鮮籍保有者には支払を保留」とした。

台湾人・李再傳氏の請求

李再傳氏は日帝統治下の台湾で、四四年五月二九日から四六年四月二七日の二年間に一、八一八円の軍事貯金をしていた。

七九年、氏は日本国に対し、元金を物価スライドさせ法定利息を加算した金額を払い戻すよう東京地裁に提訴した。具体的には、四五年から七七年までの御売物価の上昇が一・四九三倍となっており、一、八一八円は七七年には三四万八千三百四円の実質価値があり、元利合計九二万二千五百五五円を払い戻すこととした。しかし国側は、通帳表示残高に法定利息を加算した金額の支払を主張し、地裁もこれを支持して敗訴した。

この判決を不服とした氏は、八〇年に東京高裁に控訴したが敗訴。八二年には最高裁に上告した。

控訴、上告の理由の要旨は、(一)「ボツダム宣言受諾によって、台湾において施行されていた日本国の法令告示は効力を失っている」(二)「日本国は軍事貯金の払い戻しを停止したまま放置し、氏は今日まで払い戻し請求ができなかった」(三)「台湾においては、その効力を失っている軍事郵便貯金等特別処理法によって支払金額を認定したのは、法令の適用を誤っている」(四)「経済変動による物価上昇(貨幣価値の下落)を無視して、三六年前の債務を今日の貨幣で支払うことは、社会においては是認されないのが条理である」(五)「罰金刑、恩給、公務員の給与、春闘も物価の上昇率に準じている」(六)「従って憲法第十四条の平等の原則に違反している」であった。

しかし同年、最高裁は上告を棄却した。棄却理由は(一)「払い戻しは、軍事貯金関係の法令が適用されるのが相当である」(二)「また、貨幣価値の下落があっても、貯金の増額修正する現行法上の根拠はない」(三)「貯金払い戻し当時の貨幣で債務額を弁済すれば免責される」とした。

韓国人・文玉珠さんの請求

〔発端〕

文玉珠さんは、一九二四年四月三日に韓国慶尚北道達城郡で生まれた。四二年七月「食堂で働けば金が稼げる」とだまされ、「ダテ八四〇〇マルマル部隊」(文さんの証言)付きの従軍慰安婦として、ビルマのラングーンに連行された。部隊の移動でマンダレー、アキャブ(現シトウェ)、ブローム、タイのバンコクなど最前線を軍用トラックで転々とした。アユタヤの野戦陸軍病院で看護婦をさせられていた時に敗戦を迎え解放された。

「従軍慰安婦は民間業者が連れ歩いた」という日本政府の発言に、韓国の女性団体が反発。九〇年十一月、真相の糾明と問題解決のために韓国挺身隊問題対策協議会が結成され、文玉珠さんは慰安婦であったことを協議会に申告した。また九一年十二月、韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会が起こした戦後補償第二次訴訟の原告団のひとりでもある。文玉珠さんは当時軍人からもらったチップを軍事貯金にしていた。彼女の記憶によると、「文原吉子」名義の軍事郵便貯金をマンダレーからラングーンで始めた。途中通帳を亡失したが再発行してもらい、また故国の父母にも五〇〇〇円を送金した。残高は六、〇〇〇円から七、〇〇〇円で、帰国後父母に聞くと、送金はされており、通帳は四年後再び亡失した。「貯金の本社(マ)は下関郵便局だ」と軍人に教えられていた。

〔貯金払い戻し交渉の経過〕

九二年二月、文玉珠さんの証言を聞くためにつくられた市民グループ「文玉珠さんを招く実行委員会」は貯金を払い戻そうと、この問題に取り組んだ。文玉珠さんと招く会は下関郵便局で三月三〇日、四月三日、五月十一日の三回にわたり中国郵政局貯金部と交渉をもった。要求は、(一)「文玉珠または文原吉子名義の貯金原簿を調査し公表すること」(二)「本人確認がなされた場合、全額を払い戻すこと」(三)「その他女性名義の原簿を調査し、プライバシーが侵害されない方法で公表すること」(四)「軍事貯金の取り扱いを今後どうするか方針を明らかにすること」の四点であった。

郵政局側は文玉珠さんの原簿調査を約束したが、預金の支払いについては日韓基本条約及び関係法令を根拠に、一定の期間内に一年以上日本に在住したものを除く韓国人への不払いを主張(郵政省告示第九百二十九号、郵政省令第四三三号)。文玉珠さんは、「このお金は、私個人が体を張って貰ったお金なので、これは個人の私有財産だから、韓日関係の条約とは関係がないので返

して欲しい」と訴えた。

招く会は参議院議員の清水澄子氏に協力を要請。四月八日の参議院予算委員会で清水氏は「元従軍慰安婦の文玉珠さんが軍事貯金の払い戻しのために来日したが、国内法で払い戻しは拒否された。郵政大臣は預金者保護の原則に基づいて行政をする立場にある」と質問。渡部郵政大臣は「日韓協定、関係法律の域を出ることはできない」と答弁した。

三度目の交渉で郵政局側は、文玉珠または文原吉子の原簿は発見できなかったとの回答書を提示したが、「類似名」の存在を明らかにした。招く会は類似名原簿の公開を要求。郵政局側はしぶったが結局公開に応じた。類似名は「文原玉珠」で、預金高は二六、一四五円。六五年三月までの元利合計が五〇、一〇八円であった。文玉珠さんは日帝時代の戸籍謄本(文姓が抹消され文原姓が明記されている)を提出し、双方が本人の原簿であることを確認した。

〔総括批判〕

戦後、郵政省が軍事貯金利用者の権利を保護するために、さまざまな措置を講じたことは、「債務者」の立場から極めて当然のことである。しかし、債務義務を履行する対象は日本人であって、日本国籍にされた旧植民地出身者は当初から恣意的に外されていた。

日韓会談で日本側は、武力による植民地支配と、アジア侵略遂行のために狩り出した韓国人への賠償・補償を避け、歴史的事実に基づく戦争責任、戦後処理から逃避したことは周知のことである。

重複するが、五五年から五七年に行った払い戻し勧奨は、日韓会談が決裂した期間に行われ、「財産権に関する特別取り決めに関する交渉を見守る」として、国外居住者(この場合は韓国人)が除外された。

韓国国民の持つ財産権は、日本政府の言う日韓請求権協定の締結によって「完全かつ最終的に解決された」のであって、日韓会談中(しかも会談決裂中である)であるからといって支払を保留し、払い戻し勧奨から除外する法的根拠は何らない。

六五年に日韓基本条約は締結された。郵政局は文玉珠さんの貯金利息を六五年三月まで計算して提示したが、これは条約締結以前の権利は認めていることに他ならない。従って、払い戻し勧奨除外の措置には整合性がなく、実際に権利を有する韓国人債権者の権利を著しく侵害している。この点でも、日韓基本条約に臨む日本政府の姿勢が如実に現れてくるのである。

現在進められている日朝交渉も、日韓条約の枠組みの中にあることが、在サハリン朝鮮人に対する支払保留によって裏付けられよう。

郵政省の不払い根拠である日韓請求権協定第二条三項によって施行された、個人の財産、権利及び利益を一方的に消滅させる法律第一四四号や、「債権者の権利が請求権協定の規定により消滅していないことを確認したうえでなければ、その権利又は届け出に係る取り扱いをしてはならない」とする郵政省令第四三三号第三条は、憲法第二十九条の財産権を侵害しており、違憲の疑いが強い。また、国際人権規約B規約二条「この規約の各締結国は、その管轄下にあるすべての個人に対し、人権、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的(national)若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規定において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。」に違反している。(傍点:筆者)

〔むすび〕

文玉珠さんの交渉で、日本軍の慰安婦として動員された朝鮮人女性の原簿の存在が確認されたことは極めて意義深い。未だ埋没している慰安婦の原簿が存在する可能性は極めて高く、郵政局側もそれを認めた。また、「権利消滅者の届け出に係る取り扱いをしてはならない」という前出郵政省令の規定を郵政局自らが破った点でも画期的であった。従軍慰安婦を門前払いできない事態となっていることを、皮肉な例で痛感する。現在、従軍慰安婦問題に関する調査が各省庁で行われているが、郵政省が調査対象から漏れており、今後女性名義の原簿調査を政府に要請しようと考えている。また郵政大臣宛に、文玉珠さんの軍事貯金を即刻支払うよう、全国署名運動を展開している。

今回の交渉は、個人の蓄財を払い戻すという点で、東京で係争中の戦後補償裁判とは異色だが、いずれも戦後処理の杜撰さを突いたものであり、今後の戦後処理、戦後補償運動に一石を投じることになるのではないだろうか。

強制連行された中国人被爆者との 交流をすすめる会

世話人 牛尾美保子

広島市西区小河内町1-13-10

広島キリスト教社会館

(Tel) 082-295-7542

太田川の上流、広島県山県郡加計町にある中国電力安野発電所は、1944年8月建設工事が始まり、1946年12月完成しました。この建設工事のために中国人360人が強制連行されました。連行された中国人は、長さ8kmに及び導水トンネルを掘る仕事と発電所の基礎をつくる仕事に従事させられました。

今年はじめ、中国・河北大学の劉宝辰先生らの調査で、安野へ強制連行された生存者と遺族が青島市におられることがわかり、私たちは5月、聞き取り調査のため訪中しました。

私たちは、青島市で生存者4人遺族1家族から話を聞くことができました。聞き取りの詳しい内容は「地底の響き」にまとめましたので、それを読んでいただきたいと思います。当時、苛酷な労働や生活の実態が明らかになりました。

なかでも、徐立伝さん(70才)が広島市内で被爆して帰国していた事実に、私たちはたいへん驚きました。5人が被

爆死したことは資料でわかっていましたが、被爆して帰国した中国人の生存が明らかになったのははじめてのことでした。徐さんの証言では、徐さんを含めて13人が被爆して帰国したということです。

今回訪中した私たち日本人は、安野の生存者にとって戦いはじめて会う日本人でした。50年近くたつた今なお、生存者、遺族の^{怒りや}無念さはいやされていませんでした。受けた苦しみを次々と示し、二重をどう償ってやるのかと訴えられました。

私たちは、生存者、遺族の怒り・無念さ、訴えをしっかりと受けとめたいと思います。とりわけ、強制連行と被爆という二重の苦しみを受けた徐さんたちへの取り組みが急かれます。

被爆した徐立伝さんは歯肉ガンに冒され、それも末期だということです。徐さんは「広島に医者に診てほしい」と訴えておられますが、徐さんが受けた苦しみを考えると、そこにはそのことば以上の意味がこめられているように思います。私たちは徐さんがなぜ被爆したのかを考え、徐さんの思いをくみ取り、応えていきたいと思っています。

徐さんと共に被爆した他の中国人の所在と生存は今ところわかっていませんが、おそらく徐さんと同じ思いで暮らしておられることでしょう。この方たちの追跡調査を早急に行い

交流と支援の手がかりを考えていきたいと思い、6月25日、「強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会」を結成しました。

会では、安野発電所の中国人強制連行の実態調査を行い、さらに、これまで全くつかめていなかった強制連行された中国人の被爆状況を明らかにし、中国人被爆者の消息をつかんでいくことにしています。

被爆死した5人(徐さん^の証言では6人)と徐さんたち被爆した13人は、1945年7月13日、日本人にかわって中国人同胞を西告使、虐待し、~~たため~~白頭から恨みをかっていた大隊長ら2人(中国人)をなぐり殺して殺人の容疑で広島市内に送られ、原爆の被害にあいました。しかし、徐さんたちは、外から見えないようにして広島に送られたため、どこで被爆したのか、その場所すらわかりません。広島西警察署か、検察庁か広島刑事部署であると考えられるかもしれませんが、特定できていません。

会の当面の活動としては、徐さんの被爆場所の特定を急ぐとともに、徐さん以外の被爆者の追跡調査を行い、徐さんのもとへ日本から医師を派けんすることを含めた医療支援の手がかりをさぐることにし、カンパ活動をはじめたところ です。

多くの方が会員となって会の活動を共に支えていただく

とともに、資金カンパにもご協力をお願い致します。

好評発売中

『地底の響き』

500円

生存者・遺族の証言

——中国人強制連行、青島から広島へ
48年経った今——

～中国人強制連行調査訪中国報告書～

会員募集中

活動の趣旨に賛同される方

会員になってください。

年会費 2000円 です。

カンパ受付中

徐さん以外の被爆者の追跡調査
医師派けんなどの医療支援 などの費用に
あてます。ご協力 お願いします。

	会員数	広島被爆	長崎被爆	死亡者	男	女	推定
ソウル支部	480	346	12	122	303	177	3859
畿湖(平沢)	229	116	43	70	220	9	1949
慶北(大邱)	501	349	29	123	262	239	2808
陝川	888	581	4	303	479	409	1908
釜山	523	366	15	142	280	243	2811
慶南(馬山)	433	302	27	104	225	208	7775
湖南(光州)	81	47	15	19	73	8	14935
その他(済州島)	5	4	1		4	1	3820
計	3140	2111	146	883	1846	1294	39865

李孟姫さん服毒自殺と原爆被害者賠償に関する声明書(訳)

1990年6月15日

韓国教会女性連合会
公害追放運動連合
韓国反核反公害平和研究所
平和研究所

盧泰愚大統領が日本を訪問してわずか16日後の去る6月11日、日本大使館前で「原爆被害を補償せよ」と叫んで、65才の婦人が農薬を飲み自殺を図った。この心痛む事件に接し、45年間日本政府はもちろんのこと、韓国政府からも補償どころか謝罪も受けられないまま今日も疾苦と貧困にあえいでいる被爆者たちの現実を思い知らされた。この李孟姫さんの事件はまさに今日の全ての被爆者の痛みを代表するものである。

これに関して、われわれの立場を次のように明らかにする。

1. “日本政府が、盧泰愚大統領が、私を踏みつけにした”。現在韓国には2万人余りの被爆者がいると推定される。彼らは日本帝国主義が韓半島を支配した時、強制徴用、徴兵、挺身隊等で連行されたり、あるいは、農地を奪われ生活苦からやむを得ず日本に渡り、1945年日本の広島と長崎で被爆した人々である。

李孟姫さんは、徴用を受けた両親と共に日本に渡り、22才で被爆した。産まれた7人の子供のうち2人は生後すぐに死亡し、4人は原爆の後遺症に苦しんでおり、未婚は現在精神疾患のため、清涼里病院に入院中である。

孟姫さんは昏睡状態であっても「日本政府と盧泰愚大統領が私を踏みつけにした」とずっとくり返し言っている。これは日本政府と韓国政府が45年間韓国人被爆者を放置した結果である。これを契機に日本政府と韓国政府は覚醒し、李孟姫さんの事件に対する全ての責任を負わなければならない。

2. 日本の卑劣な、賠償次元ではない、人道的次元の40億円(約184億ウォン)出捐を即刻中止し、百拝謝罪と賠償を実現せよ。

去る5月25日付けの新聞記事によれば、盧泰愚大統領の訪日を通じて、日本の海部首相は韓国の被爆者のために40億円を出捐すると発表した。1987年、韓国原爆被害者協会は1984年当時の日本政府の被爆者1人当たりの予算を基礎にして23億ドルを要求した。40億円はとんでもない金額で韓国民を愚弄するものという他ない。これに対する問題点を要約すると

- 1) 金額が少ないのはもちろんのこと、賠償会ではなく、ただ人道的見地から日本政府が我が国の政府に与えるとはっきりと明示したことに我々は気づかねばならない。

- 2) また支払いを一度にせず、何年かに渡って分割するとし、40億円のうち、10億円は現金ではなく医療器具とするとした。これは聞えはよいが日本政府の支出を少なくしようという姑息なやり方である。

これに対して、われわれは日本政府が過去の過ちを再び繰り返さず日本帝国主義の侵略戦争の犠牲となった被爆者に対して百拝謝罪し、賠償を一日も早く実施することを要求する。

<表19> 被爆者の年齢別 医療利用率

医療/年齢	45-54	55-64	65-74	75+	計
医療機関利用率(%)	67.9	77.0	82.8	83.6	77.0
(N)	(471)	(492)	(535)	(177)	(1,675)
医療利用形態(%)					
長期(1年以上)入院	2.1	4.1	4.9	4.4	3.8
短期入院	15.7	24.5	29.8	27.2	23.8
通院診療	43.0	46.4	48.1	46.1	45.9
その他	2.1	2.0	2.0	1.0	1.9
(N)	(574)	(556)	(590)	(187)	(1,907)

<表28> 日常生活において困難を感じる内題

区 分	45-54	55-64	65-74	75+	計
押し	4.2	1.9	1.4	2.6	2.5
治療内題	19.5	25.5	24.2	22.0	23.0
生計	41.0	46.4	48.0	49.7	45.7
教育	8.2	3.4	3.4	2.6	4.7
精神的疎外感	15.6	13.7	9.0	7.7	12.2
移動不便	4.8	6.8	11.2	12.3	8.2
その他	6.7	2.3	2.7	3.1	3.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(N)	(524)	(526)	(554)	(195)	(1,799)

<表31> 被爆者が望む支援事項

区 分	45-54	55-64	65-74	75+	計
押し	8.5	8.7	8.4	8.0	8.5
経済的助け	43.1	44.8	55.2	43.4	47.4
住宅支給	3.9	3.9	1.5	2.7	3.0
専門医療機関治療	17.3	13.1	10.8	17.7	14.0
治療費全額免除	3.9	5.1	4.7	4.4	4.6
指定医療機関拡大	8.5	10.1	6.4	9.7	8.5
子育て教育を支援 万歳	6.4	2.4	1.5	0.9	3.0
就職斡旋	8.5	11.3	10.5	13.3	10.4
終日治療	—	0.6	1.2	—	0.6
遺骨帰国・碑石	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(N)	(283)	(355)	(344)	(113)	(1,075)

「アジア・太平洋の戦争犠牲者に対して
反省し、心に刻む碑」 (仮称) 建立委
員会結成・準備会 へのご案内

1992年6月9日

毎年、広島で平和問題に関する行事が数え切れないほど多く開かれています。しかし、それらの中には何かが抜けているように思えてなりません。それは、昨年新たに広島市長に就任した平岡敬さんが言っている「アジアへの反省と和解」ということです。人間は＜平和＞という言葉をよく使ってきました。本当に平和を願った場合もあれば、戦争遂行の口実にもしてきました。従って、過去の歴史的事実を認め、その犠牲を深く心に刻むので無ければ、むしろ＜平和＞という言葉によって過去の事実を葬り去ってしまう事になります。そこには真の＜和解＞は成立しませんし、戦争によって犠牲にされた人々の魂も安らぐことはないでしょう。この前の戦争がアジア・太平洋の人々に与えた犠牲を心に刻むことなしに真の和解は有り得ません。

さて、これらの基礎となる歴史的事実の確認の点はどうでしょうか？ 広島で一番有名な原爆資料館は、原爆被害の展示に徹すべきだとし、日本人以外の事にはほとんど触れていません。また、軍都広島を反省する展示も行っていない。これでアジアの人々と友好関係を結ぶことが出来るのでしょうか。私たちは過去をきちんと反省してこそ未来をめざして深く交わる事が出来ると思います。広島は明治以降、軍都としての道を歩み続け、アジアへの侵略発進基地となり、多くのアジアの人たちを犠牲にして来ました。だが、すべてのアジアの国々の教科書には日本軍による残虐な被害が書かれています、日本の学校の教科書は加害の事実をほとんど述べていません。

そのようななか、1991年5月26日「平和公園の在り方を問う・第二回シンポジウム」が機町カトリック教会・聖母幼稚園ホールで開催されました。3時間余に及ぶ集会の中でいろいろな証言、訴え、討論がおこなわれました。集会の度に思われる事は、加害の事実の重さに比べての日本人の認識の軽さです。

私たち広島市民は残虐な兵器である原爆でからだも心も財産も焼きつくされました。しかし過去の悲惨な侵略戦争を忘れてはなりません。日本軍はアジア・太平洋の国々を侵略し、植民地化して多くの犠牲者を出しました。その事実を決して忘れるべきではないのに残念ながらそれを忘却しようとしています。また大半の人々が次世代の人々にその事を教えようとしていません。

このような状況のなかで、加害の事実を認めるよう、特に最近日本の外からも声が

届いています。たとえば、日本政府が教科書の中に加害の記述をしていないこと、韓国・朝鮮人の女性たちを慰安婦として強制しておきながら、その事実を目をふさいで責任をあいまいにして、補償もしようとしていないこと、さらに旧日本帝国政府が発行し、強制的に交換させた軍票の交換補償をしていないこと、強制連行された人々の当時の＜未払い賃金＞を放置していること、B・C級戦犯にされた人々の保証をしていないこと、など、いまアジア全域にわたってすでに十数件の告発が行われています。これらのことを考える時、私たちは戦争による加害を忘れぬためにも「アジア・太平洋の人々に与えた犠牲を心に刻むための碑」を平和公園の中にこそ建立すべきではないかと思うのです。まず広島で具体案を示し、全国に呼び掛け、反戦・反核・反差別・平和をめざす人々に賛同を求めましょう。各団体でご検討いただき、賛同、ご参加下さるようお願いする次第です。

尚、これとは別に現在、＜平和公園の在り方を問う86人委員会＞が広島市に対し、統一碑論議以前の問題（取りあえず公園の中に移設するよう場所を提供する）として、＜韓国人原爆犠牲者慰霊碑＞を公園内に移設出来るよう申し入れており（5月27日）、その返事が6月下旬にくる手はずになっています。

記

上記・建立委員会結成準備会 日程

日 時	1992年7月12日(日) P.M.2:00~5:00
場 所	広島YMCA・4号館・501号室

呼び掛け人(五十音順)

相原 一博	(広島キリスト教社会館長)
肥塚 倭司	(カトリック正義と平和広島協議会・代表)
小林 文男	(広島大学総合科学部教授)
塩見 耕一	(日本キリスト教団広島西分区・委員長)
豊永恵三郎	(韓国の原爆被害者を救援する市民の会・世話人)
沼田 鈴子	(被爆者)
松江 澄	(反戦反核広島集会実行委員会・代表)
宗藤 尚三	(被爆牧師)
山田 忠文	(広島の強制連行を調査する会・世話人)
吉野 誠	(画家)

關係資料

従軍慰安婦 国連が調査へ

92.5.149 M

人権委作業部会

事務総長に情報提供要求

「ジュネー」は日伊藤芳明、ジュネーフで開催中の国連人権委員会での現代奴隷問題作業部会は十三日、従軍慰安婦問題をについて「特別報告書」に情報を提供するようが、国連事務総長に求める報告を採択して閉会した。報告は日本を名指しすることは控えたが、作業部会のクセンチニ議長代理として、「国連が初めて調査して、人権侵害」の事例として、「従軍慰安婦問題について調査して、人権侵害が高まって、棄り出す可能性が高まってきた。」問題は当然含まれる」と断言しており、従軍慰安婦問題は「人権侵害」の事例として、「国連が初めて調査して、人権侵害が高まって、棄り出す可能性が高まってきた。」

最終報告書は、戦時下において強制的に充てられた女性と、その表現で従軍慰安婦問題に言及、
「作業部会に報告された被害者の補償や損害回復など」の情報を特別報告官に提供するように国連事務総長に要請する」と明記された。さらに次回作業部会の議題として、これまでも取り上げていなかった「強制労働」

「被害者への補償問題」を新たに提示、従軍慰安婦問題に継続的に取り組む意向を表明した。

「特別報告官」は満洲戦争後の「ユダカの人権侵害状況」など特定事例の調査に任命される。

閉会後、毎日新聞の取材に応じたセンテ二議長代理は「慣例として、特定の国名は挙げない。しかし旧日本軍の従軍慰安婦問題は当然、最終報告に含まれてい」と語った。

旧日本軍の従軍慰安婦問題は今年二月に、日本と韓国の民間団体が共同で国連人権委に非公開審査を申請する申立書を提出。九日から開かれていた作樂部会でも、米国の「非政府組織、国際教育開発」(I E D) 代表が事実調査に乗り出すよう提案していた。

現代収録問題作樂部会は国連人権委の中の「差別防止及び少数者保護小委員会」の下に設置されており、この日の報告書は小委員会に提出される。

赤十字船で輸送

奈良ホツト
ラインで証言

軍命令、ラバウルまで

【奈良】「第一次大戦の戦線病院船「パバウ」丸に乗りして、大々ともに従軍慰安婦を大々かつ計画的に内地に送り出した。ホットラインを計画した実務したのは、この元陸軍衛生曹長の丸」といふ名でこの病院船の航行を断つた。大連ーパバウ存存を断つた。

奈良県内の元陸軍衛生曹（その証言で初めて明らかになった）と、奈良県女性解放共闘会が六、七日の両日設けた「従軍慰安」情報ホットラインに寄せられた証言によれば一九四三年の夏、行委員の一人川瀬俊治さん（大阪・解放出版社勤務）は「三十三、四十四を慰安婦として送り込んだという資料はあるが、戦線の拡大とともに六百人も組織的に輸送したという事実には驚いた」と話している。

ルの「大連路」を特定したうえで、百間のホットラインで寄せられた二十二件の情報を冊子として発行する予定。

定。

ホットラインは今年一日に始まった元従軍慰安婦らの補償請求訴訟を支援しようと重

韓、台、中、女、性、
軍、命、を、赤、十、七、の、マ、リ、ク、を、上、
た、船、に、乗、せ、大、連、
ら、バ、ル、ま、で、輸、送、し、た、と、
う、男、性、は、当、時、こ、の、船、
に、使、命、で、慰、安、婦、を、乗、せ、
る、の、は、違、反、に、な、る、が、軍、の、命、
令、も、あ、り、女、性、と、い、つ、こ、も、
あ、つ、て、輸、送、す、る、こ、に、な、つ、た、
と、い、う、。、
軍、慰、安、婦、を、連、れ、
施、し、た、こ、の、男、性、は、二、日、
七、日、証、言、を、寄、せ、て、き、た、。、
接、の、実、行、責、任、者、で、な、か、つ、た、
と、か、ら、気、配、に、話、せ、た、ち、だ、。

政府、直接関与認める

從軍慰安婦 調査結果を公表

強制連行」は確認拒む

政府は六日、従軍慰安婦問題に関して進めていた調査結果を公表、これに基づき、慰安所の設置や経営・監督、慰安所関係者への身分証明書の発給などの点で、政府が直接関与していたことを初めて公式に認めた。加藤弘一官房長官は同日の記者会見で、強制連行を裏付ける資料はなかったとしたが、韓国をはじめ、中国、台湾、フィリピン出身などの元慰安婦に対する日本政府としての謝罪の意を表明した。政府は今年一月、旧日本軍が従軍慰安婦の募集を監督していたことを示す資料が、防衛庁内から発見されたことをきっかけに「旧軍の関与」を認めたが、さらに幅広い資料をもとに「政府の関与」を認めたものだ。

(3)面に官房長官会見要旨など、30・31面に関係記事)

加藤長官は、韓国内から補償要求については、すでに決着するとしながら、「同時に謝罪の「気持ち」を表す措置を検討する」と表明した。政府は、元慰安婦の生活保障のための基金設立など、補償に代わる措置を来年度予算に示すため、関係省庁で調整を始めた。韓国政府は三日、聞き取り調査の結果として七十四人の元慰安婦が確認されたと発表したが、日本政府は「発見された資料の中に名簿はない」とし、今後聞き取り調査はしない方針だ。

朝鮮人女性の強制連行をめぐって、資料の有無について、加藤長官は「募集のしかたについて、資料は発見されていない」と述べ、政府としてはその事実を確認できなかったことを強調した。また、同長官は、調査の結果はあくまで「資料に基づいて判断したい」と語り、強制連行についても、政府が保有している限りの資料からその有無を判断するとは好ましくないとのを示した。

六日公表された調査によると、アジア各地の旧日本軍の外国人慰安婦は、朝鮮、中国、台湾、フィリピンのほか、インドネシア女性もいたことがわかった。政府は、国交正常化

い朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を除く各國と台灣当局に対し、同日までに、外務省を通じ結果の報告を伝えた。

政府の公表資料によると、この中には、①軍占領

地で「日本軍人が住民の女性を強姦(ごうかん)する」などとして反日感情が高まっているため、慰安施設を整備する必要がある」という内容の軍の指令②軍の威信を保つため、慰安婦の募集に当たる人の人選を適切に行うよう求める指令③慰安施設の築造、増強のために兵員の提供を求める命

【バ】16日、大井屋健 自衛隊の海外派遣
 治 十六日発行の仏ルモン 自衛隊自身防衛に
 ド紙は日本の 国連平和維持
 活動（P.K.）
 ○協力法の
 成立を一面のトッ
 プで報道するとい
 うに、社説でも同
 法と日本について
 取り上げた。社説
 では、従軍慰安婦
 問題などを挙げて
 、アジア諸国が
 協力法成立に強い
 警戒感を抱いてい
 るのは、ドイツと
 異なり、日本が戦
 争の非を公に認め
 過去と決別するこ
 とをしていないか
 らだ、と指摘。

PKO法成立に
 ルモンド紙社説

自衛隊の海外派遣
 自衛隊自身防衛に
 国連平和維持
 活動（P.K.）

17.A
 のに対し、文
 民指導者や中
 需産業界の少
 表が積極的に道
 開いたと分析し
 た。

そして、同法
 に対する周辺ア
 諸国の不信感を
 しょくし、不安
 な現状を改善す
 るために、まず
 これまでの日本
 歩みをもう一度
 掘え直し、その
 法の責任を受け
 ることが必要
 だ」としている。

指導者は過去見直し
 まず責任受け入れよ

令の部隊、この慰安所の利用日時の指定、料金のほか、軍医の慰安婦に対する定期的な性病検査を定めた「慰安所規定」⑤慰安所開設のための渡航には、軍の証明書が必要とした文書——などが含まれている。

「政府の関与」の判断は、これらを根拠として行われた。加藤長官は「國籍、出身地を問わず、従軍慰安婦として筆舌に尽くしがたい辛酸をなめられたすべての方々に對し、改めて衷心よりおわびと反省の気持ちを示し上げたい」と謝罪の意を表明したうえで「我々の気持ちをとのような形で表すことができるか、各方面の意見を聞きながら誠意をもつて検討していきたい」と述べた。

加藤長官はまた、韓国以外の元慰安婦に對しても、謝罪の「気持ち」を表す措置を講じることができかどうか検討する方針を明らかにした。戦後半世紀近くを経た最近まで「関与」を否定し続け てきた日本政府の責任については、問題が

「戦争という常軌を超えた行為」のなかで起きたことであり「正確に認識するに一定の時間がかかった」と説明するにこめた。

調査は、今年一月の日韓首脳会談で盧泰愚大統領が「首相に行つた要求に基づいて始められ、外務・厚生・警察など六省庁がそれぞれの保存のなかから関係資料をがした。その結果、労省、警察庁を除く四省庁が、計百二十七件の資料を発見された」としている。

戦後補償

日本はいつまで

個人請求

受けて、中国政府は「韓国」と同様の救済措置を期待する」という意向を表明した。江沢民総書記は今年四月、日中共同声明で表明した態度(戦争賠償請求権の放棄)は変わらないとしたが、この戦争がもたらした問題は、お互いの協議を通じ、条約になかったやり方で解決すべきだ」と語り、初めて民間損害賠償に言及した。

すでに昨年三月、戦争賠償千二百億は放棄したも

二重の排除
日本政府は、条約などに

相次ぐ要求
韓国の従軍慰安婦問題について、今回「政府の関与」が明らかになった。加藤外相が「何らかの措置」の検討を約束したのを

「戦後補償の新しい夏」がまたやってきた。つい一年前に顕微化した韓国の従軍慰安婦問題について、日韓両国で実態調査が手が付けられ、日本政府は何らかの対応を迫られている。「賠償や補償の請求権問題は法的に決着済み」としてきた日本政府は、これまで個人補償への道を閉ざしてきた。だが、ドイツはユダヤ人らナチスに迫害された人々に対して、米国、カナダは強制収容した日系人に対して、それぞれ多額の義援金を贈って戦後処置としての個人補償を進めている。アジアの戦争被害者から補償要求の高まるなかで、日本はこれにどう対応するのか。

(企画報道室・松井 豊進、増子 義久)

戦後補償をめぐる最近の動き

被害者	要求内容
サハリン残留 韓国・朝鮮人 (90.8.29)	サハリン(旧樺太)に強制連行され、戦後も置き去りにされた21人が「人道に対する罪」だとして、1人1000万円の補償を要求
韓国・朝鮮人 BC級戦犯 (91.11.12)	戦後、連合軍捕虜を虐待したとして有罪判決を受けた旧日本軍の軍医と遺族7人が「戦争責任を肩代わりさせられなかった」として総額1億3600万円の補償を要求
太平洋戦争犠 牲者遺族会 (91.12.6)	旧日本軍の軍医16人とその遺族16人、元従軍慰安婦9人の計41人が1人2000万円の補償を要求。慰安婦について日本政府は別途、「何らかの措置」による救済を検討へ
在日韓国人・鄭 商根さん(99) (91.1.31)	旧日本軍の軍医として徴用され、マニラで戦死。戦中、強制連行された日本鋼管川崎製鉄所での強制労働に対する補償として99万円を要求。その後、請求額を1000万円に増額
韓国在住・金 景錫さん(95) (91.9.30)	日本に強制連行された中国人と遺族が当事者の鹿島(当時・鹿島組)と直接交渉。1人500万円の補償を要求
花岡事件受難 者 韓国原爆被害 三夏徴用者同 志会	日本に強制連行され、広島で被爆した存在。被爆者が三菱重工業に対して未払い賃金や被爆による被害補償を要求し、直接交渉

よって「請求権」は決着したとして個人補償の請求をしなかった。ただ、これは「国籍条項」で被害者救済を認め、二重の排除措置で対応してきた。例えば、現在裁判を起こしている韓国・朝鮮人BC級戦犯の場合、サンフランシスコ平和条約の第25条(五二年四月二十八日)によ

金などが支払われている。
政府の論理
「最終かつ完全に解決された」とする日韓請求権問題について、日本政府は次のように答弁している。
「日韓両国において存

独米加との違い大きく

ません」(九二年八月十七日、参院予算委員会)
これは、韓国の被害者が日本の裁判所に提訴することはないといふことである。門前弘一は求めない。しかし、対応する国内法はない(外務省条約局)というのだ。これまで外務省は「賠償や補償の問題は法的、行政的には決着済み」としてきた。国会での個人の請求権を認めるような答弁は一見これを矛盾するものにみえるが、「対応する国内法はない」とするのだから政府内部では論理は一貫していることになる。これに対し、韓国の従軍慰安婦や徴用軍医の補償請求訴訟で原告側は「人道に対する罪」を請求理由にかけ、韓国には「人道に対する罪」とは、第二次大戦後の国際法裁判における定義「戦前もしくは、戦中

にすべての民間人に対して行われた殺人、殺害(せんめつ)、奴隷化、拉致およびその他の非人道的行為」にも当てはまっている。「確立した国際法は国内法としての効力をもつ」というのが原告側の主張で、被告である側とは真向から対立する。この対立を調和する一法として、食料元日本兵の補償請求をしりぞけながら、立法措置による解決を示唆した東京高裁、東京高裁判決のおと、特定徴用者支給法が議員立法で成立し、戦死者遺族と重傷戦傷者に一世帯百万円を支払うことが決まり、これまで約八千人に総額五百六十億円が支出された。しかし、慰安婦問題については長らく裁判を待たないでいるという状況がある。また、韓国の慰安婦だけでなく、他のアジアからの請求者の問題はどうか。ドイツのように包括的な連邦補償法を制定するが、韓国は、そこではない。

◆ドイツと米・カナダの戦後補償の事例を11頁から6面で掲載します。

①昭和19年12月末、忠清北道清州郡から「北海道三菱大夕張」へ徴用工122～3人？送出しがあり、便乗して私は広島に帰郷。

②20年の6月（5月？）下旬、「大阪港湾荷役係」へ120～30人、同じく清州郡から徴用工の一行。また便乗させて貰って帰郷。

既に関釜連絡はなく、途中6日程不安の旅。

同じ年頃の何人もの人達が、広島駅でいつまでも別れを惜しんでくれた。

③その頃、給仕の少女から「挺身隊へ誘われている」と相談あり、私は凄惨な剣幕で反対した。近年従軍慰安婦の問題を知り、あの時の反対の効果の記憶がないことに胸が悶える。

北海道・大阪・・・あの人達も無事に清州郡に帰れただろうか？。井手本 護

〒731-01

広島市安佐南区東野3-3-23

井手本 護

☎(082)879-7348

●写真で見る

宮島の砲台・呉・江田島・海田など

作品60点公開

地下壕展

広島市の地下壕に埋もれた
朝鮮人強制労働の現場



地底から47年目の沈黙の証言

被爆都市「ヒロシマ」は、かつて西日本最大の軍事都市でした。

「広島」と「軍港呉」を中心に戦争末期、約8万2千人の朝鮮人労働者が軍事施設の周辺で働いた。それは、空襲をさけて地下工場をつくるためのトンネル掘りであり、地下タンク、砲台などの建設です。島々のかけ、すぐ身近の山すそでひっそりと息づく朝鮮人労働の現場をたずねて地底にひびく戦争告発の声を聞きませんか。

海軍工廠地下工場跡の 観音堀
92*3 浜田撮影 560点展示

時 1992年7月6日(月)～16日(木)
所 広島市青少年センター・地下展示ホール
(広島市民球場西隣り ☎228-0447) 入場無料 尚、必ず近隣の駐車場をご利用下さい
主催 広島地区高等学校朝間(文)研
生徒交流会実行委員会 (229-0111笹川)

朝鮮人殉難者追悼碑の建立にむけて

異郷の地で肉親や同胞が殺されたとき、残された者の悲しみはどんなに深いでしょう。殺された人はまた、暗闇の世界から生命の尊さを叫び続けています。

関東大震災（一九三三年）の時には、戒厳令のもとで日本の軍隊や警察、デマを信じた人々によって、多数の朝鮮人が殺されました。

当時、日本は大韓帝国を「併合」していました。「土地調査」という名目で日本に土地を取り上げられた朝鮮の農民たちが、生きるために仕事を求めて多数渡ってきていたのです。そしてこの大地震に遭遇し、避難の途中などで殺されたことは、史料にもあり体験を話してくださった方の記憶に今も残っています。

その場となった荒川の旧四ツ木橋のたもとも、今はすでに橋が変わり、土手も変わって、当時のことは忘れ去られようとしています。しかし、埼玉や千葉などでは、早くから現場やその近くに碑を建て、追悼を行ってきました。

「ちゃんとしたお弔いをしてあげたい」という証言者の志をうけて、私たちもここ九年間、今の木根川橋近くの河川敷で追悼式を行ない、九月の陽射しにやかれながら、にわか作りの祭壇に花を手向けてきました。

私たちは七〇周年にあたる一九九三年には、碑の建立を果たしたいと思っています。このことを通して、失われた生命の尊さをかみしめ、追悼の心を形にあらわし、次の世紀を両民族の和解と友好のうちに迎えたいと思います。

どうぞ、お一人でも多くの方の御賛同・御協力をお願いいたします。

一九九一年一〇月二〇日

呼びかけ

関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し慰霊する会

代表 絹田幸恵

賛同人

雨宮栄一（東駒形教会牧師）／岩田浩盛（僧侶）／岸田正博（多

聞寺住職）／寺内照恒（僧侶）／野村盛彦（浄心寺住職）／森山 志（本所緑星

教会牧師）／遊佐健治（曳舟教会牧師）

（アイウエオ順）

- | | | |
|----|---|----------|
| 01 | 松代大本営の保存をすすめる会
〒380 長野市中御所1-13-3 ☎ 0262-28-8415 (村田)
1986年結成。松代大本営跡の完全保存と全面的な公開そして「平和祈念館」の建設の目標に運動を進めて来ました。会員は現在700人。月1回の幹事会を軸に、年1回の総会と月刊の会報『保存運動』の発行を行っています。また、見学案内(月1回の定例見学会と随時の案内)を通して歴史的事実を伝える活動を展開しています。昨年は1万人の見学案内を実施しました。その他長野市との交渉や団体への協力依頼、集会や学習会も開催しています。また、戦争展などの関連イベントへの協力も進めています。今年は、朝鮮人強制労働の事実解明と犠牲者の実態調査など強力に推し進めるつもりです。地域における日常的な運動の前進に頑張っています。 | 代表者・青木孝寿 |
| 02 | 強制連行の足跡を若者とたどる旅
〒806 北九州市八幡西区西神原町4-22 ☎ 093-202-5683
日帝の朝鮮半島への侵略と植民地支配の歴史が、いまの日本の公教育に正しく取り上げられていないことを憂慮して発足した。強制連行された人々が経験した玄界灘の荒波を実体験するために、毎年8月に中・高生を含む若者とともに関釜フェリー(当時は関釜連絡船)で韓国へ渡り、そのあと九州各地の強制連行の足跡をたどる。今年で4回目を迎える。サハリンに強制連行され置き去りにされたままになっている朝鮮人の一時帰郷、永住帰国運動を進めている「中蘇離散家族会」と交流しており、老人ホーム建設に協力するための募金活動も行っている。 | 代表者・加藤慶二 |
| 03 | 日本と朝鮮の生活を語る会
〒699-36 島根県益田市遠田町1449-1 ☎ 0856-27-0289
1983年12月8日発足以来、毎月例会を開催。1992年4月例会で100回を迎え、さらに続行を目指している。毎年5月または6月に「戦争と平和を語る市民のつどい」を開催。今年5月開催で8回を数える。会のメンバーは10名足らず、一般市民から成る。例会内容は、日・朝関係史、時事問題、朝鮮料理講習、他に人権・平和問題の実行委メンバーとして各種集会の開催にかかわっている。今後、県内外の組織グループとの交流を深め、日朝友好連帯の絆を強めていきたい。 | 代表者・福原孝浩 |
| 04 | 在日韓国研究所(HANYUN)
〒543 大阪市天王寺区玉造元町4-2 ☎ 06-765-9326
これまでとは大きく異なる朝鮮半島の地殻変動を調査、研究し、あわせて在日同胞社会の変化についても見据えながら活動しています。 | 代表者・金光男 |

- | | | |
|----|---|-----------|
| 05 | 在日朝鮮人運動史研究会・関西部会
〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1 ムソド青丘ビル2階青丘文庫内
☎ 078-734-5989 FAX 078-735-0660
1976年6月に東京で発足した在日朝鮮人運動史研究会の関西部会として1979年に発足。月一回、原則として第二日曜日に青丘文庫(神戸市須磨区)で研究会を行っている。研究成果を『在日朝鮮人史』に発表している。1991年2月、関西部会の創立12周年のシンポジウム「在日朝鮮人史研究の現段階」を開催し『資料集』(B5、52頁)を発行した。広く会員を募集している。 | 代表者・飛田雄一 |
| 06 | 日本の戦後責任をハッキリさせる会
〒150 東京都渋谷区渋谷2-5-9 ☎ 03-5466-0692 FAX 03-5466-0786
1990年12月10日結成。合い言葉は「いいかげんにハッキリしてよ!」 現在“ハッキリ音頭”を作成中。韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」を支援するため、'91年は5回訪韓して精力的に実態調査を重ね、遂に12月6日、戦後46年ぶりで東京地裁に提訴。軍隊慰安婦ばかりが目目されたが、現在は元慰安婦6人が追加提訴をし、軍人・軍属、その遺族を含めて41人の大原告団。対して弁護士は現在9名。6月1日にいよいよ第一回口頭弁論が開かれる。遺族会との約束は、今年中に徴用者の実態調査及び提訴の準備だが、アレコレ戦後補償の目まぐるしい展開にふりまわされているのが実態。 | 代表者・臼杵敬子 |
| 07 | 女の本やさんが开展「ZukZuk(Zuk)」
〒164 東京都中野区東中野1-41-5-302 新日本文学館3階 ☎ 03-3227-2837
松代大本営、従軍慰安婦、戦後責任、戦後補償、PKO問題など、反戦・反派兵を中心としたシンポジウム、集会に参加しながら本の普及活動をしています。できる限り女性著者の本を紹介したいと努力していますが…。今年は「沖縄復帰20年」にあたるので、秋には沖縄へ旅を兼ねてでかけたいと思っています。時間がとれれば遠くへでも参加できますので誘ってくださいね。会場を楽しく盛り上げます。 ・1988年3月8日(国際女性デー)に長野で発足。 ・女たちの楽しい企画、調査、本の普及活動 ・松代、朝鮮人「慰安婦」の家を残そう実行委員 | 代表者・大島ふさ子 |
| 08 | (有)大塚物産附属朝鮮研究所
〒970-11 福島県いわき市好間町中好間字照田40 ☎ 0246-36-2357
福島県内の朝鮮人問題及び強制連行などをフィールド調査しております。本年は「トラジ」―福島県内54カ所への朝鮮人強制連行の記録―を、鈴木久後援会の協力のもとに刊行しました。 | 代表者・大塚一二 |

09	(株)明石書店 〒113 東京都文京区本郷1-13-4 ☎ 03-3818-6351 部落問題、在日韓国・朝鮮人問題、外国人労働者問題をテーマに出版活動を行っています。	代表者・石井昭男
10	ビデオプレス 〒164 東京都中野区中野5-24-16-201 ☎ 03-3385-6901 FAX 03-3385-9464 映像を通して社会的問題をアピール。朝鮮人強制連行調査団の活動などの取材をつづける。千葉、大阪の記録まとめる。	代表者・松原 明
11	ミニ文庫ていんさぐぬ花 〒682鳥取県倉吉市湊町269 ☎ 0858-22-0575 家庭や地域から「いのち」を見つめていきたい、そんな思いで家庭文庫を開いたのが8年前です。今「朝鮮と日本の歴史と文化を学ぶ自主講座」を仲間と開講しそこには高校生達も参加してくれています。当面、今年6回の予定で行いますが、自分の郷土、ふる里をアジアの視点で問いなおす。それは、自分自身を知ることであり人間性を取りもどす歩みと位置づけ取り組んでいきたいと思っています。	代表者・池原正雄
12	ピットムの会 〒464名古屋市中千種区池上町2-7-1 本橋方 ☎781-4690	
13	朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会 〒553大阪市福島区大開4-3-2-305 ☎ 06-461-5325 女性に貞操を強いる儒教思想が根強く残る韓国で、女性たちが声をあげた。朝鮮人従軍慰安婦の存在を知っていながら、「忘れることが思いやり」と何もできずにいた自らの加害性を直視し、在日女性9人が集って会を結成したのは、やっと昨年5月。民族差別と女性差別という二重の差別から自己を解き放つものとして活動を展開した。この間、資料集の発行、調査、演劇上演、アピール、講演、集会開催、署名運動を通して、日本全国の人たちとつながりをもつことができた。また、挺身隊問題対策協議会の尹貞玉氏を招いての集いや、韓国で初めて名乗のりをあげた元慰安婦、金学順氏の日本各地での証言の集いに、積極的に協力し、世論喚起を行った。	代表者・朴美津子
14	三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者（李基允、裴相度）の追悼碑を建立する会 〒518-04 名張市百合が丘西2-103 ☎ 05956-3-7919	代表者・金静美、鈴木裕史

15	半田空襲と戦争を記録する会 〒475 半田市花園町3-12-13 佐藤方 ☎ 0569-22-6848 1984年に結成し、会員は教員など約10名で構成。愛知県半田市と知多地方の太平洋戦争中の被害、加担、加害の歴史を調査し、記録し、伝承することを目的にしている。主な活動としては、中島飛行機半田製作所に1945年1月、威鏡道から連行されて1200人の青年たちの足跡をたどって出版物に発表、その中の空襲で死亡した48人の朝鮮人の鎮魂祭を1989年に実施した。また、朝鮮人労働者による、地元の飛行場、工場、地下トンネルづくりの調査を目下すすめている。昨年11月には他団体とともに、愛知県労働部に対し、強制連行の調査の促進と徹底を要請した。	代表者・佐藤明夫
16	在日の戦後補償を求める会 〒210 川崎市川崎区桜本1-8-22 ☎ 044-288-2997 1991年1月28日結成、かつて日本軍に徴用され負傷した元日本軍在日韓国人が、いまだに日本の援護法13本すべてから除外されている理不尽な差別を糾す為、大阪事務局が、当事者鄭商根さんを原告に裁判に訴え、関東では、陳石一さん、石成基さん、2人が厚生省に対し援護法の適用を求める運動を展開している。	代表者・李仁夏、田中 宏
17	指紋押捺制度を考える熊本の会 〒860 熊本市手取本町8-3 熊本県同教気付 ☎ 096-325-2433 1984年12月に発足した、会員100名足らずの小さな市民運動のグループです。これまで、指紋押捺拒否者の支援活動や、国籍条項の問題を初めとする制度的差別の撤廃に向けての取り組みを行ってきました。また熊本という地域社会固有の問題として、藤崎八幡宮秋季例大祭の掛声である「ボシタ」（「朝鮮を滅ぼした」に由来するという説もあり、今でも市民の多くはそう信じている）廃止のための民団と総連の統一行動を支援しました。三年ほど前からは、熊本における朝鮮人の歴史の掘り起こしを進めており、これまで、三菱航空機製作所の地下工場を建設した朝鮮人労働などを明らかにしてきました。	代表者・小松 裕
18	四国学院労働組合 香川県善通寺市文京区3-2-1 ☎ 0877-62-2111	代表者・東条文規
19	反「入管法」運動関西交流会 京都大原野郵便局私書箱3号 1990年7月結成。 外登法・入管法と民族差別を撃つ！	

- 20 愛知県朝鮮人強制連行調査班 代表者・高橋 信
〒464 名古屋市千種区希望が丘1-5-37 ☎ 052-762-1528
従軍慰安婦と強制連行・強制労働による男子労働者の影にかくれ歴史の闇の中に長く葬りされてきた「半島女子挺身隊」の調査を中心に活動している。また、軍需工場、軍事施設での朝鮮人戦時動員についても調査している。最近、本土決戦にそなえての土地ヶ原飛行場建設と朝鮮人労働者、A第四国民学校学籍簿、強制連行にともなうダム工事、防空壕工事など、ありとあらゆる強制労働を経験したYさんなどを索出した。
- 21 上越朝鮮問題研究会 代表者・金泰振、橋沢利勝
〒949-31 新潟県中頸城郡大潟町四ッ屋浜501 佐藤忠治 ☎ 0255-34-3759
1976年4月に結成され、16年になりました。結成当初は、朝鮮民主主義人民共和国の政策と現状やチュチェ思想の学習、映画上映会などを行ってきました。1988年8月「中津川朝鮮人虐殺事件など調査報告実行委員会」が全県的に結成されてから、朝鮮人強制連行・強制労働や在日朝鮮人解放運動について調査、学習を強めるようになり今日にいたっています。年2回、朝鮮史講座を開催し、広く地域に呼びかけています。テーマは、「体験で語る解放後の在日朝鮮人運動」「松代大本営と朝鮮人強制労働」「戦後の在日韓国・朝鮮人の人権」「朝鮮人従軍慰安婦」などについて行ってきました。
- 22 カトリック大阪大司教教区外登法問題と人権を考える会 代表者・松浦悟郎
〒540 大阪府中央区玉造2-24-22 大阪カトリック神学院 ☎ 06-941-9700
私たちの会は、1986年12月に発足しました。指紋押捺拒否運動、署名運動にはじまり、市民団体やエキュメニカルにキリスト教会同士のつながりを持ち連帯しながら運動をすすめてきました。現在の活動として、月1回の会報「ニュースレター」の発行、年に数回、勉強会などの集会を開き、教会の中で活動しています。また、教育部が出来、主にミッションスクールの教師を中心にこの問題への取り組みがなされ、2か月に1回、研修会を開きいろいろな角度からこの運動を広げています。
- 23 市民運動交流センターふくやま 代表者・三好教弘
〒720 福山市霞町4丁目1-25 ☎ 0849-24-4435
1984年10月結成。反戦・平和運動（最近では反PKO法案の運動）、アジア人労働者の権利擁護・支援の運動、アジア学習会などの講座の設定や参加など、さまざまな市民運動のセンターの役割を果たすべく尽力している。またここを編集室にして「おかやま・ひろしま“もうひとつの情報誌”」の発行も行っている。

- 24 姫路朝鮮問題研究会 代表者・松尾 司
姫路市飾磨区清水二丁目128 姫路市教育会館内 ☎ 0792-25-2020
姫路朝鮮問題研究会は、1976年姫路市教職員組合の活動家を中心に、当初姫路朝鮮問題学習会として産声を上げました。チュチェ思想の学習、朝鮮の自主的平和統一支持、日朝友好連帯活動の推進、在日朝鮮人の諸権利擁護、さらには朝鮮人強制連行・強制労働の歴史を掘り起こし、在日朝鮮人子弟の教育権保証、「朝鮮問題」の教材化などの活動を行ってきました。私たちが今回まとめた、『北条地下工場と朝鮮人強制労働』は、「朝鮮問題」教材化の最初の取り組みであり、姫路の子どもたちに歴史の真実を伝える取り組みの一つとして、おおいに意義あるものと考えています。
- 25 全国一般長崎連帯支部長崎労組 代表者・久保田達郎
〒850 長崎市鮑の浦町1-61 ☎ 0958-61-2447
昭和20年初め朝鮮から強制連行され三菱重工長崎造船所で働かされていた、金順吉（キムスンギル）さん（釜山在住）から委任をうけ未払い賃金の請求を長船と交渉中です。金さんが当時つけていた日記があり、それには賃金の明細やその日の行動が書きこまれています。三菱は当時給与の仕事をしていましたが、聞き込みをした結果、未払い賃金については法務局に供託しており、賃金の運配、欠配は今まで一回もなかったことから、強制連行された徴用工についての賃金債務はないと主張しています。しかし、法務局へ供託した書類、朝鮮人の名簿等、当時の記録は残っていないと言っています。敗戦後の政府の通達等を取り寄せて論議を交しています。
- 26 在日韓国民主人権協議会（民権協） 代表者・金泰明、高正臣、金潤哲
〒113 東京都文京区本郷2-26-9 鈴木ビル4F ☎ 03-5689-8638
FAX 03-5689-8639
〒544 大阪市生野区鶴橋3-6-24 ☎ 06-715-2651 FAX 06-715-2652
私たちは、90年10月、20～30代の在日同胞2・3世が中心となって発足した団体です。政治犯の釈放や労働者・市民の基本的な人権の保障など、韓国での民主主義・人権の確立と朝鮮半島の平和と統一の実現、そして在日同胞の人権向上を目指しています。昨年、韓国の民主化を求める意見広告の掲載、韓国政治犯救援のためのテレフォンカードの販売、環境、原発、戦後補償問題への取り組み、公開講座・講演会・集会・署名などの様々な活動を行いました。11月には「90年代と在日」をテーマにした「在日コリアンフォーラム'90s」実行委員会にも参加しました。東京と大阪に事務所を置いていきます。どうぞ気軽に声をかけて下さい。

27	奈良県での朝鮮人強制連行等の資料を発掘する会 事務局長・川瀬俊治 ☎ 0742-45-0864 当会は90年10月に発足し、月1回定例の事務局会議で活動方針を討議し、現在、奈良県内の現地調査のほか、図書館等で文献資料発掘にあたっている。この1年間の活動では、91年11月に天理柳本飛行場の建設（43年～45年）で強制連行された韓国在住の男性2人を招待し、証言を聞く集いを開いたほか同飛行場には「慰安所」が存在したことから、「従軍慰安婦」問題にも積極的に取り組み、金学順さんの講演（91年12月）、「従軍慰安婦情報ホットライン」の共同開設（92年5月）など取り組んできている。さらに91年秋からは大阪府羽曳野市と隣接する香芝市内の屯鶴峯地下壕の歴史発掘につとめ、文献資料を10点ほど発見した。
28	兵庫在日外国人保護者の会 代表者・李鐘順 〒662 西宮市結善町4-30 ☎ 0798-72-9778 結成後1年、いろんな動きがありました。親の生の声をということで行政交渉、教員・保護者研修会、市民グループの場へ出かけました。オモニたちがアイデアから始まった。チマ・チョゴリ、パジ・チョゴリの試着では子どももおとなも楽しいふれあいの中で、異文化を体験できて大好評でした。本名尊重、民族性を認めることへの取り組みを求めて度重なる話し合いで、神戸市、西宮市で教育指針が出ました。今後活用していきたいと思います。親も子も一人で悩まないで話し合える場と仲間を求めてスタートしました保護者の会です。親も子も元気になるよう「カッチハジャ！共に生きよう」（カッチハジャ＝朝鮮語でいっしょにやろうよという意味）
29	高槻「タチソ」戦跡保存の会 代表者・宇津木秀甫 〒569 高槻市城内町1-35 高槻むくげの会内 ☎ 0726-71-1239 「タチソ」は高槻地下倉庫の略、1990年4月以降、現地調査、犠牲者の調査労働実態、トンネル保存に向けた行政との折衝活動を継続中。昨年以降の活動の成果としては、トンネル近在の寺から発見された5体の無縁仏に対する韓国での遺族調査を実施。1体の遺族を確認し、92年7月末に遺族招待を実現。残り4体の『望郷の丘』への埋葬を計画中。戸籍抹消、族譜への記入が死亡確認の正式な書類がないために実現できないことなどが判明。資料の公開等、行政との交渉をさらに強化する必要性が明らかになっている。
30	在日韓国青年同盟中央本部 〒101 東京都千代田区外神田5-2-7 下村ビル5F

31	松代大本営を考える会 代表者・山根晶子 1989年12月東京を中心に発足（1987・5月「遙かなる旅」の出版がきっかけで県外からの地下壕見学の先鞭となる）1988'89'90年ともに8月、日独平和フォーラム、ドイツから見学。統一直前の東西ドイツからの訪問は意義深かった。長野市は観光資源地下壕の開発を目論見封鎖。これに対し加害者のモニュメントして保存し公開することを要望。1990・8月象山壕の一部分500mが破壊されて公開される。現在、著しい破損と破壊が進んでいる。強制連行、強制労働の実態解明。戦後責任を考える11.11 慰霊祭。韓国の学生らと交換交流。ソウルの写真展に協力。無窮花とアンネのバラの交換。慰安婦の家のを譲り受けて保存に取り組む。慰霊祭と地下壕見学会も兼ねるツアーを企画。1992年6月朝鮮人慰安婦の家保存実行委員会発足、8月解体終了、☆強制連行の名簿、犠牲者の実態調査、1992年2月関係資料は一切ないはずの県庁書庫から「朝鮮人帰還関係文書綴」s 22、23年が見つかったが、プライバシー保護条例により氏名は非公開になる。情報公開条例に意義申し立てたが、却下強制連行の朝鮮人にプライバシーが存在するか、を争う行政訴訟の構えである。'92年6月ソウルの市民と国会議員の戦後補償会議出席。
32	静岡県の朝鮮人強制連行を記録する会 代表者・海野福寿 〒426 静岡県藤枝市藤岡3-12-5 枝村三郎方 昨年12月に結成された会です。今まで在日韓国・朝鮮人の体験を聞く会を開いたり、掛川市にある、強制連行された朝鮮人によって掘られた中島飛行機の地下工場跡を、戦争遺跡として調査・保存することを、市長に要望したりしてきました。会報も発行しており、年会費は千円で、現在の会員数は、約80名。これからも、県内の強制連行・労働だけではなく、在日韓国・朝鮮人の歴史をも調査していく中で、日本の近現代史を問い直してしていく作業をしていきたいと考えています。
33	強制連行の足跡をたどる in 富山 〒930 富山市神通町3-5-3 LL会議内 ☎ 0764-41-7843
34	丹波マンガン記念館 〒601-05 京都府北桑田郡京北町下弓削
35	アジア問題研究会 〒101 東京都千代田区猿楽町2-5-8 葵ビル ☎ 03-291-3774

36	在日韓国青年連合（＝韓青連） 〒544 大阪市生野区桃谷1-7-16 ☎ 06-718-0581 韓青連は、大阪・京都・兵庫（事務局：大阪）地域の青年を中心に、各地域で祖国の歴史・言語・文化等を学びながら、一方で在日の積極的役割として祖国の民主化・統一問題や在日の諸問題に取り組んできました。この間、日本をはじめアジア諸国で日本の戦争・戦後責任を問う声が高まりをみせる中韓青連は正しい歴史認識の共有と被害者への適切な補償によってこそ、今後の日本－韓国・朝鮮・アジア諸国との真の平和と友好が実現できるという認識にたって、昨年秋より本格的に取り組みを開始しました。昨年末の12月には、大阪、神戸で日本の戦争・戦後責任を考える集いを開催し、700 名を超える集い参加者と共に日本政府に対し、戦争・戦後責任問題の真の解決を訴えました。今年に入り日本政府宛の要望署名を各地域で展開しています。
37	浅川地下壕の歴史を語る会 〒193 八王子市川町244-7 中田均 ☎ 0426-52-0244
38	韓国・朝鮮人戦犯を支える会 〒101 東京都千代田区神田神保町1-42 日東ビル2F 梨の木会 ☎ 03-3227-2837
39	被爆体験を語り継ぐ会（八王子） 〒193 八王子市諏訪町432-5 田中憲助 ☎ 0426-51-0709
40	兵庫県韓国人三民会 〒652 神戸市兵庫区大開通7丁目5-17 ☎ 078-578-5811
41	在日韓国民主統一連合 〒101 東京都千代田区神田小川町3-6-8
42	高槻むくげの会 〒569 高槻市城内町1-35 高槻むくげの会内 ☎ 0726-83-6762
43	静岡県の朝鮮人強制連行を記録する会 〒435 浜松市薬師町309-26 小池方 ☎ 053-422-0039
44	三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者（李基允・相度）の追悼碑を建立する会 〒518-04 三重県名張市百合が丘西2-103 ☎ 05956-3-7919

45	戦後補償問題研究会 代表者・姜在彦 〒732 広島市東区東蟹屋7-9 在日本大韓民国居留民団広島県本部内 ☎ 082-264-2345 FAX 082-264-2348 在日韓国・朝鮮人の戦争犠牲者及びその家族たちは、日本当局に日本人と同等の戦後補償を要求しても、あなた達は既に外国人であり、すべて韓日条約の対日請求権協定によって解決済み、ということで門前払いされてきた。我々は日本政府のこのような不条理や道義的責任の欠如についての怒りと疑問を抱きながらも、このような措置と言いつの根本にさかのぼって歴史的、法理的に調査し、その是非を検証する体系的な作業を行うことができなかった。我々はこれから、在日韓国・朝鮮人に対する戦後補償問題を考える上で必要なオリジナルな資料を収集して研究するばかりでなく、「資料集」を公刊していくつもりである。内外各位のご理解と支援を承ることを切望してやまない。
46	関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会（跡 慰霊会） 〒133 東京都江戸川区南篠崎町4164 第一武内荘105落合方 ☎ 03-3676-8356 1923年 9月、関東大震災の時に、日本の軍隊、警察、民衆は朝鮮人を虐殺しました。その時殺された方の遺骨が東京下町の荒川河川敷に今も埋もれていると聞いて、私達は「遺骨を発掘し慰霊する会」を結成しました。1982年 9月の試掘では残念ながら遺骨を見つけ出すことはできませんでした。その後の10年間、私達は東京の墨田区や江東区等での聞き書きや資料集めを続けてきました。また毎年 9月には地元の方々に呼びかけて、荒川河川敷での追悼集会を行ってきました。今年、これまでにわかった事をまとめて出版する事ができました。70周年の来年は、荒川に多くの人々の心を集めて、追悼碑を建立したいと願っています。
47	ウトロ町内会・ウトロを守る会 〒611 宇治市小倉町西山74-19 横山栄次方 ☎ 0774-21-3787 1940年に京都飛行場建設が始まり、最大1300人の朝鮮人労働者が酷使された日本の敗戦と同時に彼等は放置され、その飯場は併設されていた飛行機製造工場の後身日産車体（株）に所有されていたが数年前ほとんどの住民に知らされず売り払われ、現在の所有者から、たちのきを求められ、裁判の被告となっている。裁判官による和解交渉もこの 6月原告である不動産会社が拒否判決に向っている。土地売却によって知らぬ顔をきめこむ日産や、飛行場建設に直接責任がある京都府や、日本政府を私たちは追求する。ウトロの人々はこれからも住み続け、自分たちの生活と文化をきずきあげる権利がある。それを保護することこそ侵略戦争、植民地化への戦後責任をとることだと思う。

48	韓国の原爆被害者を救済する市民の会 〒565 吹田市山田西2-9 A1-303 ☎06-878-7534 1971年12月結成。事務局は大阪。支部は大阪と広島。会員は沖縄から北海道まで。広島長崎で「日本人」として被爆させられたが、日本敗戦後は、外国人として切り捨てられたので、帰国した韓国人被爆者は孤立無援のまま原爆症に苦しみながら、無念の死を余儀無くされた。日韓両政府の合意による「渡日治療」も限定されたもので、高齢化と生活苦の悪循環の中になお取り残されている被爆者のため、回避とカンパによる支援（会報、手記、調査所の発行やビデオ・パネルによる広報活動）署名、政府交渉を通して、あくまでも「国家補償」要求の三本柱で運動を続ける。	代表者・松井義子
49	むくげの会 〒657 神戸市灘区山田町3丁目1-1 神戸学生・青年センター内 ☎078-851-2760 1971ねんにつくられた「朝鮮」について勉強するサークル。会員は9名。毎週火曜日に神戸学生青年センターで例会を開き、会員の研究発表のほか、ゲストを招いての懇談会などを行っている。地域の在日朝鮮人史研究もテーマの一つで『神戸と朝鮮人』の刊行も企画している。隔月刊の『むくげ通信』（B5版28頁）に研究成果を発表し、広く定期購読者に配布している。（年間1500円）	
50	（財）神戸学生青年センター 〒657 神戸市灘区山田町3丁目1-1 ☎078-851-2760 1972年に日本キリスト教団によって作られた財団法人で、出会いの場として広く市民に開かれている。①食品公害セミナー②現代キリスト教セミナー③朝鮮史セミナー等を主催している。何冊かの講演録も発行している。兵庫指紋拒否を共に闘う連絡会（略称/兵指共）、外国人の生存権を実現する会など、市民運動のセンターとしての役割も果たしており、「第2回交流集会」の事務局を担当した。	代表者・飛田雄一
51	兵庫朝鮮関係研究会（兵朝研） 〒661 兵庫県尼崎市次屋一丁目16-5 ☎06-499-3449 兵朝研の結成：1983年11月13日 兵庫県在住の在日2、3世を中心として作られた研究会です。おもに兵庫に置ける在日朝鮮人の歴史などを、文献資料、現地調査、同胞たちの聞き取りを元に記録に残す作業をしています。	代表者・徐根植
52	在日朝鮮人運動史研究会関東部会（東京都） 〒182 東京都調布市深大寺元町1-24-3 アジア問題研究所内 ☎0424-82-7012 在日朝鮮人運動に参加した朝鮮人・日本人活動家の体験の聞き取り、記録を主眼とし、合わせて在日朝鮮人の生活のもろもろの側面、教育問題、日本当局の政策弾圧など広い分野をも含め、各研究者の関心あるテーマを対象にして、1976年6月に始まり、以来毎月一回ずつ勉強会を続けている。会員数は十数名、月例会は174回を重ねている。姉妹団体の在日朝鮮人運動史研究会・関西部会とともに、会誌「在日朝鮮人史研究」1～21号を編集・刊行している。	代表者・朴慶植

53	札幌郷土を掘る会（北海道） 〒001 札幌市北区屯田三条7-1 ☎011-772-8943 10年前に「真実の歴史を、民衆の歴史を」ということで、市内の小、中、高校の先生の四人で、タコ部屋労働（強制労働）の体験者の掘り起こしからスタート。その後、朝鮮人の強制連行・労働の掘り起こし、人権弾圧、戦争体験の学習へ取り組んできた。毎年秋に札幌民衆史講座（今年で八回目）、出版などを通じ市民に広く伝えている。現在、従軍慰安婦などに関する戦争体験の聞き取りをしている。会員数180人。会報「掘る」（月一回）を発行。	代表者・石田邦男
54	日吉台地下壕保存の会（神奈川県） 〒223 横浜市港北区下田町3-15-27 寺田貞治方 ☎045-562-1282 旧帝国陸軍が残した日吉台地下の連合艦隊司令部跡の壕の整備、保存、公開と平和記念館の建設を実現するために、幅広い市民参加のもとに保存運動をすすめていこうと1989年4月8日に発足した。現在会員は約500名で、保存運動とともに地下壕に関する調査研究・記録保存・見学会・学習会・セミナー・会報（隔月、現在17号）などを行っている。今年4月14日には、横浜市長および神奈川県知事に保存の要請をした。地域住民、教員団体、PTA、地区センターなど、幅広いのが特徴で、様々な考えの人が混在している。月会費は個人一口1000円。	代表者・蛟島重俊
55	長生炭鉱の“水非常”を歴史に刻む会（山口県） 〒755 山口県宇部市鍋倉町2-2 澄田方 ☎0836-21-8238 1942年2月3日、宇部市の三井鉱山KK長生炭鉱で水没事故が発生した。公式には183名死亡、未だに遺体は海底に眠っている。犠牲者のうち133名が自由渡航が徴用されてきた朝鮮人であったが、そのことは隠されがちだった。1991年3月、外登法改正要求と指紋押捺拒否者を支援する会を母体として「刻む会」を結成。①ピーアの保存②証言を含む資料の収集③日本人としての謝罪を含む文言と犠牲者全員の名を刻んだ碑の建立を目指している。「長生炭鉱と朝鮮人強制連行」（明石書店）を刊行。	代表者・山口武信

56 【団体名称】松代・朝鮮人「慰安婦」の家を残そう実行委員会

【事務局】（代表はおきません）黒崎 043-276-4912

前田 045-952-5084

【連絡先】〒262 千葉市花見川区花園 1-15-10 晴海荘10号 黒崎方

【電 話】043-276-4912

【団体の活動紹介】

長野県長野市松代町に太平洋戦争末期に、天皇を頂点とした国家中枢の最後の拠点として造営された松代大本営地下壕がある。その工事に伴って設置された朝鮮人「慰安婦」の家の移築・保存を目的としている。大本営工事における朝鮮人の強制連行・強制労働の事実とあわせて、日本人の加害の事実を確かに伝え、その戦争責任を問い続ける場としたい

1991年3月、この家を取り壊されることになり、緊急に実行委員会を結成。6月に正式発足をした。8月末までに家の解体を終え、現在復元のための資金を募っている。首都圏在住の社会人や学生が主だが、地元長野の有志とも連携して活動を進めている。実委を支える賛助会員（年会費2千円）も募集中。

【会報誌等】

・松代・朝鮮人「慰安婦」の家を残そう実行委員会ニュース（B5・8頁 1部 100円）不定期発行。実行委員会の賛助会員（年会費2000円）に郵送。

・松代大本営と朝鮮人「慰安婦」の家写真展 「闇からの声」 の貸出をしています。貸出料は、2000円＋（開催日×1000円）＋輸送費用です。（詳細別紙）

広島県関係賛同団体

- | | | |
|----|---|-----------|
| 01 | 広島の 強制連行を 調査協会（広島県）
〒731-11広島市安佐北区安佐町飯室144501 ☎082-835-0221 FAX814-5961
1990年12月結成、現在会員150名（県外10名）となっている。会費として年1500円徴収。
現在の調査活動のは、軍都広島地下壕を中心に調査・証言・記録を行っている。
中間報告として7月に「地下壕に埋もれた朝鮮人強制労働」を発刊した。
戦争の被害の記録・証言集は無数にあるが、朝鮮人・中国人の強制連行の労働現場としての地下壕調査で軍都広島の加害の立場から明かにしたものはこれまでなかった。教育現場での平和学習のあり方に変化のきざしが芽生えてきた。また、原爆被害者と調査する会が共同して「加害と被害」の歴史認識を問い直す活動となっていることも新しい平和運動として注目されつつある。 | 代表者・ 深川宗俊 |
| 02 | 広島県朝鮮人強制連行真相調査団（広島県）
〒732 広島市南区荒神町2-10朝鮮会館☎082-263-5311内50 FAX263-7493
1991年7月結成 | 代表者 呂 相豪 |
| 03 | 草の根ぬかひろしま（広島県）
〒733 広島市西区田方2丁目955-22 ☎082-274-1437 FAX082-232-4274
1991年湾岸戦争後、市民運動・市民団体を つなぐ 一助にはばと始めたが「草の根ぬかれんだあひろしま」です。広島を中心とする市民運動の行事日程を毎週一回発行している、市民運動のための情報誌です。 月一回発行 150円 | |
| 04 | 三次地方史研究会（広島県）
〒729-42 広島県双三郡吉舎町吉舎421 ☎082443-4400
広島県県北の 三次地方の 地方史研究団体
「戦時下広島県高杉地区の朝鮮人強制連行の記録」三次地方史研究会発行 700円 | 代表者 藤村耕市 |
| 05 | 広教組海田地区支部（広島県）
〒724 東広島市西条昭和町14-27 教育会館内 | 支部長 福原陳安 |
| 06 | 全造船機械三菱重工支部広機分会
〒731-01 広島市安佐南区祇園3-2-1 ☎082-835-0221 | 代表者 斉藤俊法 |

07	広島県 民族差別と闘う会 〒733 広島市西区中広町一丁目18-28	代表者 呉 成徳
08	福山市現業労働組合 〒720 福山市東桜町3-5 ☎0849-25-0169	代表者 池上文夫
09	8・5 反戦反核広島集会実行委員会 〒733 広島市西区小川内町一丁目13-3 ☎082-292-5845	代表者 松江 澄
10	広島地区連帯労働組合 〒733 広島市西区小川内町1 丁目13-3 ☎082-231-0688	代表者 長尾礼子
11	在日韓国青年同盟広島県本部 〒733 広島市西区天満町9-8 ☎082-273-4205	代表者 尹康彦
12	広島県教職員組合 〒732 広島市東区光町2-7-5 ☎082-284-3222	代表者 高橋晋作
13	広島県高等学校教職員組合 〒730 広島市中区平野町8-15 神楽 会館 ☎082-244-2511	代表者 小寺 好
14	郵政広島労働組合 〒732 広島市南区松原町2-62 ☎082-261-6405	代表者 谷本大岳
15	広島県同和教育研究協議会 〒732 広島市東区光町2-7-5 ☎082-245-2401	代表者 石黒道也
16	広島平和研究所 〒732 広島市東区光町2-7-5 ☎	代表者 高橋晋作
17	広島県高等学校同和教育推進協議会 〒729-31福山市赤坂町福山市立高校内 ☎0849-51-6371	代表者 新井泰雄

18	外国人登録法問題と 取り 組む 広島判事者連絡協議会 〒733 広島市西区小川内町1 丁目13-3 ☎082-232-4274	代表者 土井桂子
19	ヒロシマ・ナガサキ 平和基金 〒730広島市中区八丁堀12-9 ☎082-223-6706	代表者 庄野直美
20	6・30 花岡の 会 〒733 広島市西区小川内町1 丁目13-3 ☎082-296-5090	代表者 相原一博
21	広島判事教社会館 〒733 広島市西区小川内町1 丁目13-3 ☎082-232-4274	代表者 相原一博
22	従軍慰安婦問題を考える会・広島 〒732 広島市南区西蟹屋町3 丁目4 - 3	代表者・坂本雅美
23	アソビに学ぶ 会 〒732 広島市東区牛田中2-7-34 ☎082-221-3106	代表者 荒川純太郎
24	在日本韓国居留民団広島県本部青年会 〒732 広島市東区東蟹屋町7-9 ☎082-264-2345	
25	広教組佐伯地区支部 〒738 廿日市市駅前2-9	

第3回全国交流集会賛助団体一覧表

1992・7・18現在 (順不同)

No.	賛 助 団 体 名	〒	住 所	電 話	備 考
1	在日の戦後補償を求める会	210	川崎市川崎区桜本1-8-22	044-288-2997	
2	三次地方史研究会	729-42	広島県双三郡吉舎町吉舎421		
3	兵庫朝鮮関係研究会	601	尼崎市次屋一丁目16-5 徐方	06-499-3449	
4	強制連行の足跡を若者とたどる旅	806	北九州市八幡西区西神原町4-22		
5	ピットムの会	464	名古屋市中千種区池上町2-7-1 本橋方		
6	旬大塚物産付属朝鮮研究所	970-11	福島県いわき市好間町中好間40	0246-36-2357	
7	長生炭鉱の“水非常” 歴史的刻む会	755	山口県宇部市鍋倉町2番2号澄田方	0836-21-8238	
8	三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者の追悼碑を建立する会	518-04	名張市百合が丘西2-103	05956-3-7919	
9	半田空襲と戦争を記録する会	475	半田市花園町3-12-12 佐藤方	0569-22-6848	
10	在日朝鮮人運動史研究会関東部会	182	東京都調布市大森1-24-3 アジア問題研究所	0424-82-7012	
11	強制連行の足跡をたどる in 富山	930	富山市神通町3-5-3 L.L.会議内	0764-41-7843	
12	全国一般長崎連帯支部長崎労組	850	長崎市飽の浦町1-61	0958-61-2447	
13	広島県真相調査団	732	広島市南区荒神町2-10事務局李憲伯	082-263-5311	
14	草の根かれんだあひろしま	733	広島市西区田方2丁目955-22 A-207	082-274-1437	
15	丹波マンガン記念館	601-05	京都府北桑田郡京北町下弓削		
16	広教組 海田地区支部	724	東広島市西条昭和町14-27 耕会館内		
17	韓国の原爆被害者を救援する根の会	565	吹田市山田西2丁目9番A1-303	06-878-7534	
18	ミニ文庫でいんさぐぬ花	682	鳥取県倉吉市湊町269	0858-22-0575	
19	札幌郷土を掘る会	001	札幌市北区屯田三条7-1	011-772-8943	
20	(財)神戸学生・青年センター	657	神戸市灘区山田町3丁目1-1	078-851-2760	
21	むくげの会	657	神戸市灘区山田町3丁目1-1 神戸学生・青年センター内	078-851-2760	
22	上越朝鮮問題研究会	949-31	新潟市中頸城郡大潟町西4501佐藤治方	0255-34-3759	
23	姫路朝鮮問題研究会	672	姫路市飾磨区清水2丁目128 姫路教育会館内	0792-35-2020	
24	朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会	553	大阪市福島区大開4-3-2-305 朴方東	06-461-5325	
25	在日韓国民民主人権協議会	113	京都文京区本郷2-26-9 錦ビル4F	03-5689-8638	
26	アジア問題研究会	101	東京都千代田区猿楽町2-5-8 葵ビル	03-291-3774	
27	在日朝鮮人運動史研究会関西部会	654	神戸市須磨区須磨431メソ・ド青ビル2F青丘文庫内 和田		
28	広島の人権差別と闘う会	733	広島市西区中広町1丁目18-28-1512		
29	日本と朝鮮の生活を語る会	699-36	益田市遠田町1449 福原孝浩方	0856-27-0289	
30	愛知県朝鮮人強制連行調査班	464	名古屋市中千種区希望が丘15-37 藤井方		
31	反「入管法」運動関西交流会	610-11	京都・大原野郵便局 私書箱3号		
32	指紋捺捺制度を考える熊本分会	860	熊本市手取本町8-3 県同教気付	096-325-2433	
33	松代大本営の保存をすすめる会	380	長野市中御所1-13-3	0262-28-8415	
34	日吉台地下壕保存の会	223	横浜市港北区下田町3-15-27 寺田方	045-562-1282	
35	ビデオプレス	164	東京都中野区中野5-24-16-201	03-3385-6901	
36	在日韓国研究会 (HANYUN)	543	大阪市天王寺区玉造元町4-2	06-765-9326	
37	浅川地下壕の歴史を語る会	193	八王子市川町244-7 中田均	0426-52-0244	
38	韓国・朝鮮人戦犯を支える会	100	東京都千代田区神田神保町1-42日東ビル2F 梨の木会付	03-3291-8229	
39	四国学院労働組合	765	香川県善導寺市文京町3-2-1	0877-62-2111	
40	被爆体験を語り継ぐ会 (八王子)	193	東京都八王子市諏訪町432-5 田中健助	0426-51-0709	
41	広教組 佐伯地区支部	738	廿日市市駅前2-9		
42	如林やまが開展「ZukZuk」	164	東京都中野区東中野1-41-5-302 WJ-カレッジ内	03-3227-2837	
43	全造船機械三菱広機分会	731-01	広島市安佐南区祇園町3-2-1	082-835-0221	
44	福山現業労働組合	720	福山市東桜町3番5号	0849-25-0169	
45	奈良県での朝鮮人強制連行等に関する資料を発掘する会	631	奈良市二名町1925-1 社4-105 川藤方	0742-45-0862	
46	強制連行の足跡を若者とたどる旅	806	北九州市八幡西区西神原4-22	093-202-5683	
47	兵庫県韓国人三民会	652	神戸市兵庫区大開通7丁目5-17	078-578-5811	

No.	賛助団体名	〒	住 所	電 話	備 考
48	在日韓国民主統一連合	101	東京都千代田区神田小川町3-6-8		
49	然・難入「慰安婦」の家族援行実行委員会	262	千葉市花見川区穂1-15-10晴緑10号黒田方	043-276-4912	
50	高槻むくげの会	569	高槻市城内町1-35高槻むくげの会内	0726-83-6762	
51	高槻「タチソ」戦跡保存の会		〃	〃	
52	関東大震災を発掘し追悼する会	133	東京都江戸区藤崎4-164 第141105 落合方	03-3676-8356	
53	8・5反戦反核広島実行委員会	742-04	山口県玖珂郡周東町下布 戸村方	0827-84-2529	
54	静岡県内の朝鮮人強制連行を記録する会	435	浜松市薬師町309-26 小池方	053-422-0039	
55	在日韓国青年連合（韓青連）	544	大阪市生野区桃谷1-7-16	06-718-0581	
56	兵庫在日外国人保護者の会	662	西宮市結善町4-30	0798-72-9778	
57	在日韓国青年同盟中央本部	101	東京都千代田区外神田5-2-7 下北川5F		
58	在日韓国青年同盟広島県本部	733	広島市西区天満町9-8 尹康彦方		
59	広島地区連帯労働組合	733	広島市西区小河内町1-13-3キリスト教会館内	082-231-0688	
60	在日韓国民主女性会	543	大阪市天王寺区 城東町101 城東第一ビル202		F 264-2348
61	戦後補償問題研究会	732	広島市東区蟹屋7-9 在日大韓民国居留民団広島県本部内	082-264-2345	F 814-5961
62	広島市の強制連行を調査する会	731-11	広島市安佐北区安佐町飯室1445-1	082-835-0221	F5466-0786
63	日本の戦後責任をハッキリさせる会	150	東京都渋谷区渋谷2-5-9	03-5466-0692	
64	(株) 明石書店	113	東京都文京区本郷1-13-4	03-3818-6351	
65	トリック大阪大司教区 外遊問題と人権を考える会	540	大阪市中央区玉造2-24-22 大阪トリック学院	06-941-9700	
66	広島県教職員組合	732	広島市東区光町2-7-5	082-284-3222	
67	広島県高等学校教職員組合	730	広島市中区平野町8-15 みゆき会館	082-244-2511	
68	郵政広島労働組合	732	広島市南区松原町2-62	082-261-6405	
69	広島県同和教育研究協議会	732	広島市東区光町2-7-5	082-245-2401	
70	広島平和研究所	732	広島市東区光町2-7-5		
71	広島県高等学校同和教育推進協議会	724-06	広島県賀茂郡黒瀬町 黒瀬高校内	0823-82-0158	
72	外国人登録法問題と取り組む広島キリスト者連絡協議会	733	広島市西区小河内町1丁目13-3	082-232-4274	
73	ヒロシマ・ナガサキ平和基金	730	広島市中区八丁堀12-9	082-223-6706	
74	6・30花岡の会	733	広島市西区小河内町1丁目13-3	082-296-5090	
75	広島キリスト教社会館	733	広島市西区小河内町1丁目13-3	082-232-4274	
76	市民運動交流センターふくやま	721	福山市霞町4丁目1-25	0849-24-4435	
77	アジアに学ぶ会	732	広島市東区牛田中2-7-34	082-221-3106	
78	従軍慰安婦問題を考える会・広島	732	広島市南区西蟹屋町3丁目4-3		
79	ウトロ町内会・ウトロを守る会		宇治市小倉町西山74-19 横川栄次方	0774-21-3787	
79	豊橋日中友好協会		豊橋郵便局私書箱69号	0532-48-4629	
80	日韓サークル「むつごろう」	840	佐賀市赤松町3-26 於保泰正方	0952-23-7203	

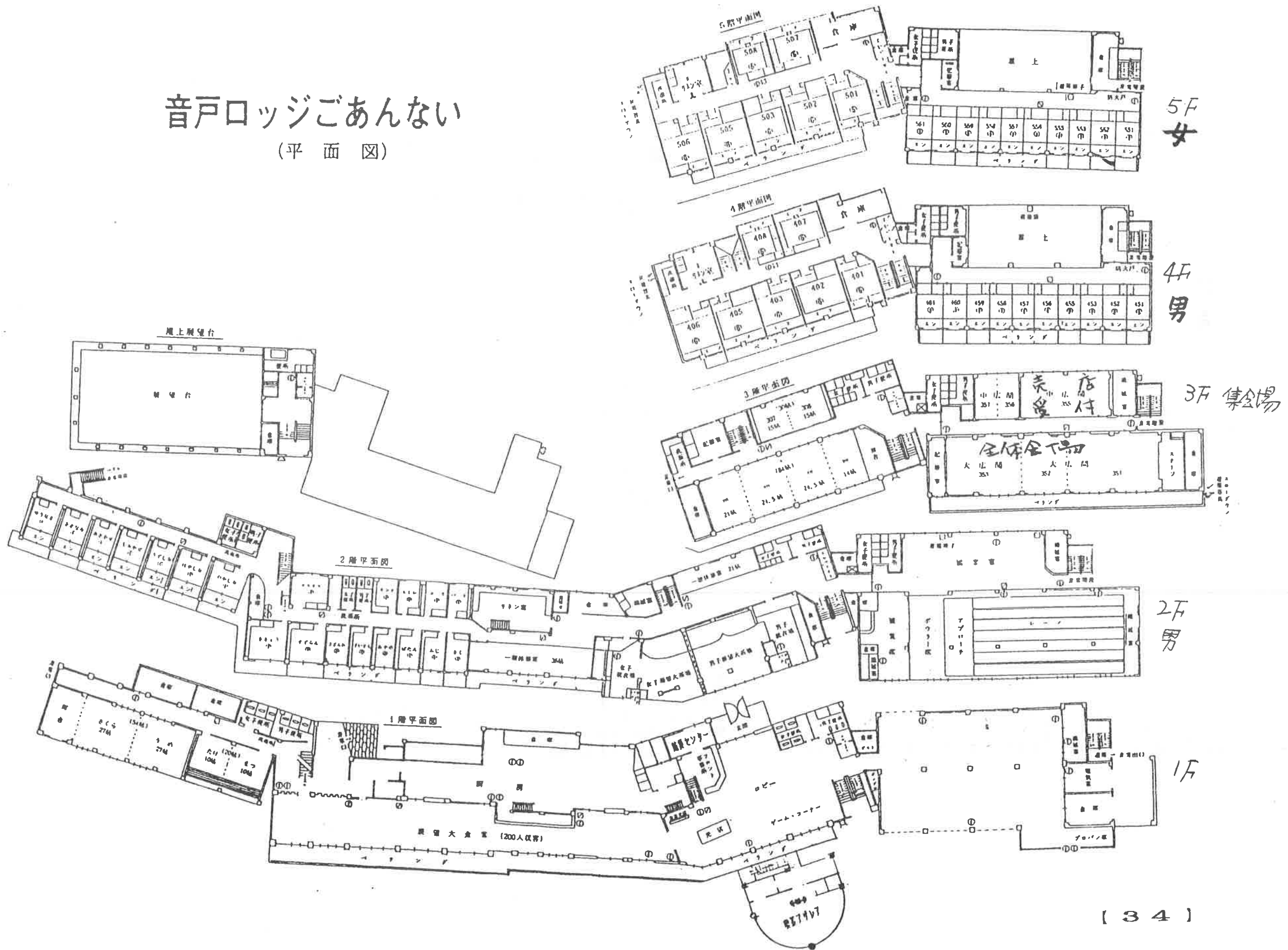
第3回全国交流集会個人賛同者一覧表

1992・7・18 現在 (順不同)

落合 博男	征本	征男	高柳	俊男	石東	綱彦	浜田	拡	中土	勝雅	佐々木典明
石井出かず子	梅田	有滋	松山	五郎	朴	耀子	菊山	正導	花岡	和司	宮川 裕行
豊永恵三郎	山田	昭次	中村	礼子	大長	一郎	福嶋	慶純	浄土	卓也	井出本 護
重岡 伸治	脇本	寿	池田	正枝	樽美	政恵	友井	公一	本田	次男	坂根 輝吉
吉田 信吾	吉水	公一	園部	俊治	布引平八郎		川崎	勝	木本	栄吉	坂本 悠一
脇元 公明	砂岡	憲喜	小松	裕	吉広	光正	松谷	映子	山田	忠文	沼田 鈴子
深川 宗俊	内海	隆男	鈴木	智雄	吉野	誠	相原	由美	斉尾	和望	浜崎 士悠
西尾 正二	加藤	陽祐									

音戸ロッジごあんない

(平面図)



『第3回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会』にむけて

ミニコミ納品のお願い

在日・差別・反戦・環境・原発・差別など様々な社会問題と取り組む市民・住民・労働運動などの運動の中から、あるいは自らの主張や表現を伝えようとする意志の中から、どれだけ多くのパンフレット・新聞などが日々発行され続けているのでしょうか。模索舎は「ミニコミ・自主出版物取り扱い書店」としてミニコミ・自主出版物の委託販売を行なっています。毎日10点以上のミニコミが納品されていますが、それらの出版物を店頭で販売するだけでなく、毎月当舎で発行している『模索舎月報』誌上で紹介するほか、課題別の「ミニコミリスト」や、集会などの各種企画の場への出張販売も行なっています。

※ ※

模索舎では、昨年の兵庫での集会に引き続き7月25～26に広島で開催される「第3回朝鮮人・中国人 強制連行・強制労働を考える全国交流集会」での関係ミニコミの展示・販売に取り組んでゆきます。第3回集会参加・賛同団体の出版物はもとより、一人でも多くのミニコミの納品者（団体）の納品をおまちしております。納品して頂いたミニコミ・自主出版物は、当日の集会での販売はもちろんのこと、模索舎の店頭及びこの夏に開催される各種集会・イベントでの展示・販売もしてゆきます。

また、納品して頂いたミニコミを中心に、「強制連行」関係のミニコミのブックリスト（『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働ミニコミリスト1992』）も集会実行委員会の協力の下に編集・発行します。

※ ※

納品要綱は次の通りです（裏面参照）。また、前述『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働ミニコミリスト』に掲載される新規ミニコミの納品期限は、6月25日です。もちろんその後の納品も歓迎します。尚、不明な点がありましたらお気軽にご連絡下さい。

お問い合わせ

- 第3回朝鮮人・中国人・強制連行・強制労働を考える全国交流集会
広島集会実行委員会
〒731-11広島県広島市安佐北区安佐町飯室1445-1 山田忠文宛
TEL 082-835-0221（山田） TEL/FAX 082-814-5961（相原）
- 模索舎
〒160 東京都新宿区新宿2-4-9 営業時間： 11:00～7:00
TEL/FAX 03-3352-3557

納品書

1992年 月 日

模索舎 宛

参加者・団体名

住所 〒

電話 担当者名

送金方法〔切手 来舎 郵便振替（口座番号 _____）〕

	品名（逐次刊行物の場合は号数も）	部数	販売価格	掛率	合計金額
A				× 0.7	
B				× 0.7	

【紹介・アピール文】 A

【紹介・アピール文】 B

【メモ欄】

納品条件

■模索舎では、内容・形態・価格の如何にかかわらず、納品された出版物（複数部数の価格があるもので販売が前提。無料資料などは除外。）はすべて取り扱います。テーマや主張内容で納品をお断わりすることはありません。

■納品条件は7掛委託が基本です。つまり、実際に売れた分の70%を納品者に支払い、30%が模索舎の販売手数料となります。

■また、納品・返品・支払いに関する経費は納品者負担で、委託期間は原則として1年です。

具体的な納品方法

■納品は、現物に納品書を添えて模索舎まで持参するか、郵送して下さい。価格表示が印刷されていないものには手書きで結構ですので、表示をして下さい。

■納品部数はそれぞれの納品者の判断にお任せしますが、スペースの関係上、一度に大量のものは引き受けかねますので、事前にご相談下さい。

■納品書は市販のものでも、手製のものでも構いませんが、当舎で用意した納品書（別紙）を利用されるのが便利です。（納品書は必ず手元に控え（コピー）を取っておいて下さい）

紹介文の掲載

■新たに納品されたミニコミ・自主出版物は、『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働ミニコミリスト1992』及び『模索舎月報（月刊）』に掲載し紹介します。その際、1点につき100字の紹介文・アピールの枠を用意しますので、この文章も納品時に提出して下さい。提出のない場合は目次などから模索舎で構成するか、省略させて頂きますので、ご了解下さい。